

## [相続]の基礎知識

相続について、最低限知っておいていただきたい知識をQ & A形式で説明しております。

### 目 次

- Q. 1 (相続の概略について)
- Q. 2 (相続の開始について)
- Q. 3 (相続人について)
- Q. 4 (子がおらず孫がいるときの相続について)
- Q. 5 (相続分について)
- Q. 6 (相続の範囲について)
- Q. 7 (相続の承認と放棄, 遺産分割について)
- Q. 8 (相続放棄と遺産分割の関係について)
- Q. 9 (遺贈の放棄について)
- Q. 10 (被相続人が存命中に相続放棄や遺産分割協議ができるかについて)
- Q. 11 (一部だけ相続することができるかどうかについて)
- Q. 12 (相続の承認や放棄をする期間について)
- Q. 13 (熟慮期間を経過してからでも相続放棄できるかどうかについて)
- Q. 14 (相続放棄の効果について)
- Q. 15 (遺贈をすれば, 借金を相続させないことができるかについて)
- Q. 16 (遺留分〔最低限度保証される相続分〕について)
- Q. 17 (寄与分〔相続財産維持増加に貢献した相続人の取り分〕について)
- Q. 18 (名義は違うが実質的に自分のものと考えている財産の相続について)
- Q. 19 (遺産分割について)
- Q. 20 (特別受益〔遺産の生前贈与と同視しうるような贈与の扱い〕について)
- Q. 21 (遺産分割協議における行方不明者の扱いについて)
- Q. 22 (遺言と遺産分割協議との関係について)
- Q. 23 (先代の相続手続未了の際の相続について)
- Q. 24 (遺産分割協議のやり直しについて)
- Q. 25 (遺産分割協議ができないときの手続について)
- Q. 26 (相続させたくない相続人への対応について)
- Q. 27 (相続人がいない場合の手続について)
- Q. 28 (相続税について)

## 解説編

### Q. 1 (相続の概略について)

相続って、簡単に言うとどういうことなんですか？

### A. 1

相続とは、人の死亡によって、その人の財産上の権利義務を、他の者が包括的に承継することと定義付けられます。

つまり、誰かが亡くなると、その人の財産一切を法律上権利を認められているその方の関係者（通常は家族の方です。）が受け継ぐことと考えてもらってよいと思います。

ここで注意すべきことは、財産というのはプラスの財産もマイナスの財産も全て受け継ぐということです。

## Q. 2（相続の開始について）

どうなったら、相続が始まるのですか？

### A. 2

人が亡くなると、法律上は、その瞬間に、亡くなられた方の住所において、相続が開始すると定められています。

とは言っても、相続が開始したからといって、具体的に財産を取得できるものではなく、実際問題としては、相続した財産を相続人の方々に具体的に分ける遺産分割の手續等を取らなければならないことにはなります。

通常、相続が開始すると、法律上は、亡くなられた方の遺言があれば原則としてその内容の通りに財産が分けられる等しますし、遺言が無ければ相続人間で、法律で定められた相続分にしたがって、共有又は分割して取得することになります。ただ、何の手續も取らないままでは、実際に、各相続人等において相続財産の取得や処分ができない場合がほとんどではないかと思われますので、改めて遺産分割等の手續を取る等して、各相続人等において財産を取得する（又は放棄する）という流れになります。

ここで注意すべきことは、医学的に死亡が確認された状態という自然的死亡が一般的な相続開始の要件なのですが、それ以外にも法律が一定の要件が満たされた場合にその人が死亡したものとみなして相続が開始することがあることです。

具体的には、民法上では、不在者の生死が7年間明らかでないときや、戦争や事故等で生死が1年間明らかでないときに、利害関係人の請求によって、その方が死亡したとみなす制度があり、戸籍法上では、災害等の際に官庁や公署がその方の死亡を認定するという制度があります。

なお、ここからは、亡くなられた方のことを「被相続人」、財産を受け継ぐ方で、民法が相続人と定めている方のことを「相続人」、相続人以外で遺言で財産を受け継ぐことを遺贈といいます。その遺贈を受ける方のことを「受遺者」と言います。

### Q. 3 (相続人について)

誰が相続することができるのですか？

#### A. 3

被相続人が遺言を残していた場合には、遺言に財産を受け取る旨を記載された方が、原則としては、遺言に記載されている内容に従って、相続又は遺贈を受けることとなります。後で説明しますが、法律上、一定の制限があることには注意が必要です。

遺言がない場合には、民法の規定にしたがって、以下のように相続人が決まることとなります。

まず第一に、被相続人に配偶者がいる場合には、配偶者は常に相続人となります。

但し、この場合の配偶者は、婚姻届を出している戸籍上の配偶者に限り、いわゆる内縁関係、事実婚における配偶者は法律上は相続人とならないことに注意が必要です。

配偶者以外の親族に関しては、以下の順位で相続人となります。

1. まずは被相続人の子が第1順位の相続人となり、配偶者と一緒に相続します。

ここで注意すべきことは、子は血縁関係のある実子と、法律上、親子関係が認められた養子のみが相続人となることです。

そのため、例えば、先妻の子と後妻の関係等のような義理の親子関係の場合には、先妻の子と後妻との間に血縁関係がありませんので、当事者間で養子縁組をしていなければ、先妻の子は後妻の相続人にはなりません。

又、被相続人の死亡時に母体に存在する胎児については、相続発生時点で生まれたものとみなし、その胎児が生きて生まれた場合には、相続権があります。

被相続人に配偶者がいない場合には、第1順位の子のみが相続人となります。

2. 被相続人に子がいない場合には、被相続人の直系尊属（「ちよっけいそんぞく」と読みます。父母、祖父母…等いわゆる自分の祖先のことをこういいます。）が第2順位の相続人となり、配偶者と一緒に相続します。

この場合、被相続人に一番近い方が相続人となります。つまり、父母のどちらがいれば父母が、父母がどちらも死亡しているときは祖父母が、父母も祖父母も全員死亡しているときは曾祖父母が…という順番で相続人になります。

被相続人に配偶者がいない場合には、第2順位の直系尊属のみが相続人となることは、第1順位の場合と同様です。

3. 被相続人には子供も直系尊属もない場合には、被相続人の兄弟姉妹が第3順位の相続人となり、配偶者と一緒に相続します。

被相続人に配偶者がいない場合には、第3順位の兄弟姉妹のみが相続人となるこ

とは、第1順位、第2順位の場合と同様です。

上記以外の親族に関しては、民法が定める相続人にはなりません。

そのため、第三者や上記以外の親族、先の順位の相続人がいたとしても後の順位の相続人にも財産を残したいと思われる場合には、遺言によってその旨を指定していただかなければならないこととなります。

なお、孫やひ孫等とおいやめいについては、原則として相続人ではありませんが、後に説明します通り、別に民法による定めがあり、相続人となる場合があります。

**Q. 4 (子がおらず孫がいるときの相続について)**

子供は既に死亡しているときに、死亡した子に子がいる、すなわち孫がいる場合はどうなるのですか？

**A. 4**

被相続人の子が、被相続人より先に死亡している場合に、被相続人に孫がいれば、その孫は相続人となります。これを代襲相続（だいしゅうそうぞく）といいます。又、子も孫も先に死亡している場合には、ひ孫が相続人となり、これを再代襲相続と言います。更にその下の直系卑属（「ちょっけいひぞく」と読みます。子供以下、孫、ひ孫…のことです。）への更なる代襲相続も認められ、現実問題としては、相続に関してひ孫より下の直系卑属が現れることはめったにないものと思いますが、直系卑属への代襲相続に制限はありません。

なお、子供が養子であった場合には、民法上では（第887条但書、第727条の定めより）、養子縁組後に出生した養子の子は被相続人の直系卑属の立場にあるものとして代襲相続人となりますが、養子縁組の時点で出生している養子の子については親族関係が生じないこととされるため、被相続人の直系卑属の立場にはならず、代襲相続人とはなりません。そのため、養子に子がいて、被相続人より養子が先に死亡している場合には、養子の子の出生の時期によって、養子の子については、代襲相続人になる場合とならない場合があることには注意が必要です。

更に、代襲相続人である被相続人の孫やひ孫は、相続人の順位でいうと、子と同じ第1順位の相続人となりますので、代襲相続となる場合には、直系尊属（父母や祖父母…のことです。）や兄弟姉妹が相続人となることはありません。

又、兄弟姉妹が相続人となる場合で、兄弟姉妹が被相続人より先に死亡している場合には、兄弟姉妹の子供（被相続人のおい、めい）は代襲相続人となります。

但し、おいやめいへの代襲相続は一代限りとなり、兄弟姉妹、おい、めいの全員がいずれも被相続人より先に死亡している場合には、直系卑属の場合とは異なり、おいやめいの子供への再代襲はありませんので、その場合には法律が定める相続人はいないということになります。

## Q. 5 (相続分について)

具体的には、誰にどれ位の権利(相続分)があるのですか？

### A. 5

民法では、遺言による相続分の指定や相続人間の分割の合意がある場合には、その指定なり合意に従うこととなりますが、そのような指定等がない場合には、法定相続分として次のように定めています。

なお、平成25年9月4日の最高裁判所大法廷での決定で、子に関して、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1と定める民法第900条第4号但書の規定が違憲無効であるとの判断がなされました。

その上で、平成25年12月5日に、民法の一部を改正する法律が成立し、上記決定において違憲と判断された民法第900条第4号但書の前半部分(非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1と定める部分)が削除され、同法は、同月11日に公布・施行されました。

これによって、平成25年9月5日以降に開始した相続では、非嫡出子と嫡出子の相続分は同じとなりました。

また、2001年(平成13年)7月1日以降に生じた相続に関しては、上記最高裁判所大法廷での決定がありますので、平成25年9月4日までに、既に遺産分割協議が完了し確定しているケースについては変更されませんが、平成25年9月4日までに遺産分割が確定していないケースについては、嫡出子と非嫡出子の間で、相続分に差は生じないと扱われるものと考えていただいて構わないかと存じます。

#### 1. 被相続人に配偶者がいる場合

##### i 配偶者と子(第1順位)が相続人の場合

配偶者は相続財産の2分の1、子は全員で相続財産の2分の1

複数の子がいる場合には、各々の子の相続分は原則として同じ割合です。

##### 配偶者と直系尊属(第2順位)が相続人の場合

配偶者は相続財産の3分の2、直系尊属は全員で相続財産の3分の1

直系尊属各自の相続分は同じ割合です。父母と祖父母がいずれもいるような場合は、被相続人に一番近い立場の方だけが相続することになります。

##### iii 配偶者と兄弟姉妹(第3順位)が相続人の場合

配偶者は相続財産の4分の3、兄弟姉妹は全員で相続財産の4分の1

兄弟姉妹が複数いる場合、各自の相続分は原則として同じ割合ですが、兄弟姉妹のうち、父母の双方が同じ者と父母の一方だけが同じ者(先妻の子と

後妻の子の関係や先夫の子と後夫の子の関係です。)が両方いるときには、父母の一方だけが同じ者の割合は、父母の双方が同じ者の2分の1と定められています。

## 2. 被相続人に配偶者がいない場合

子だけ、又は兄弟姉妹だけが相続人の場合、相続財産の全体につき、相続人の数に応じて各自同じ割合で相続します。

兄弟姉妹が相続人で、父母双方が同じ者と一方だけが同じ者が両方いる場合には、父母の一方だけが同じ者は父母双方が同じ者の2分の1の割合で相続することは、配偶者がいる場合と同じです。

直系尊属だけが相続人の場合には、相続財産の全体につき、相続人の数に応じて各自同じ割合で相続します。

A. 3～A. 5の内容につきましては、以下に、簡単な図で説明していますので、ご参考になさってください。



## 相続関係の一例

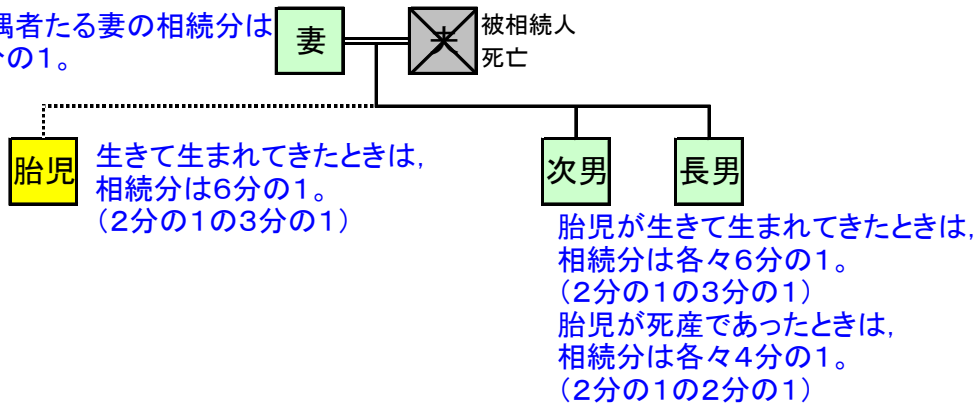
☒ = 被相続人    □ = 相続人    ■ = 条件付相続人    □ = 相続人ではない者

☒ = 本来、相続人または相続人となる可能性のある者であったが、被相続人より先に死亡しているため、相続人とならない者

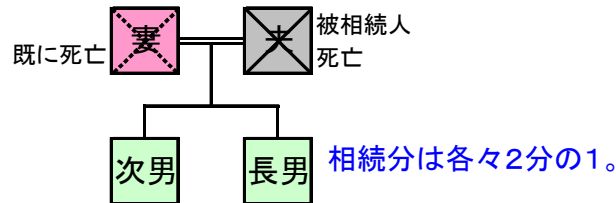
### 1. 第1順位の者が相続人になるケース

#### ① 配偶者がいる場合

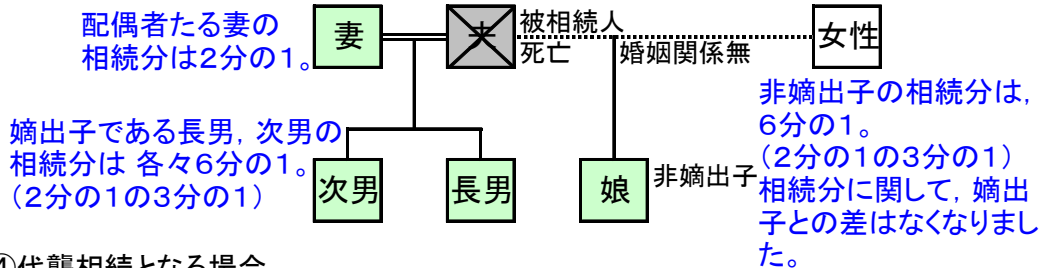
配偶者たる妻の相続分は2分の1。



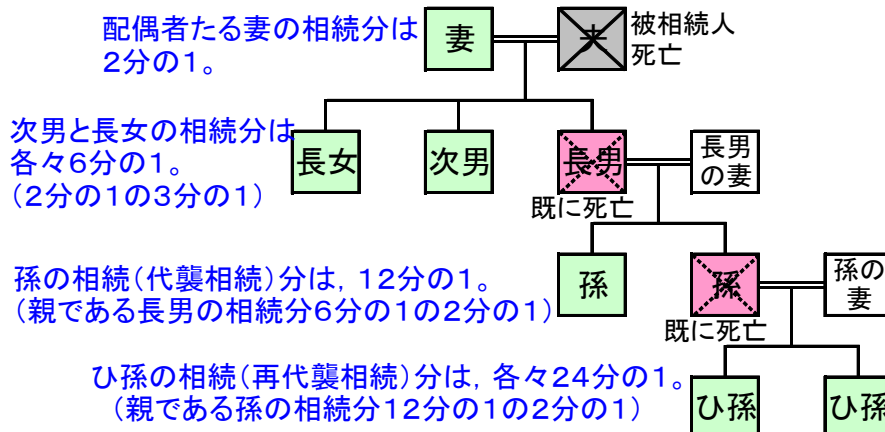
#### ② 配偶者がいない場合



#### ③ 非嫡出子がいる場合

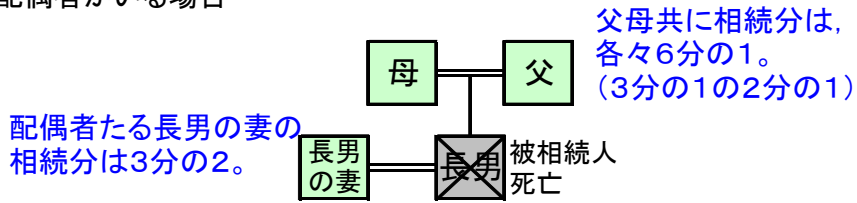


#### ④ 代襲相続となる場合

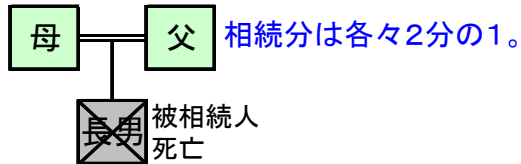


## 2. 第2順位の者が相続人になるケース

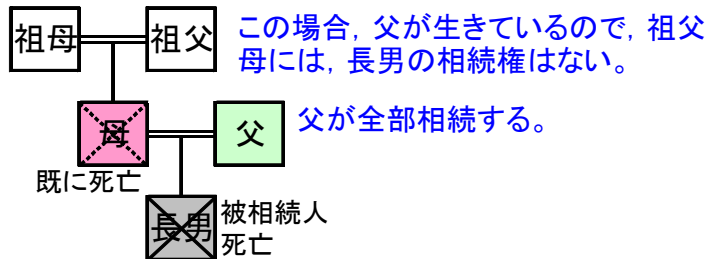
### ① 配偶者がいる場合



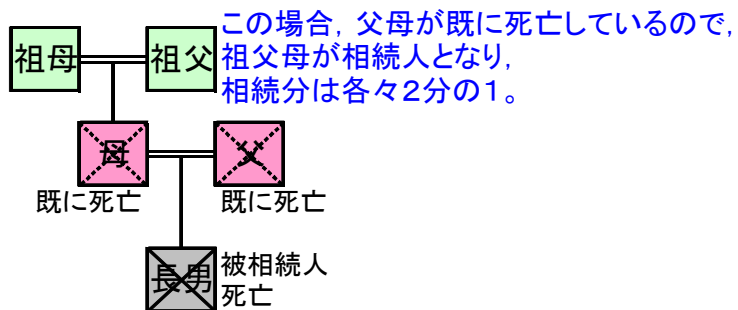
### ② 配偶者がいない場合



### ③ 祖父母がいて相続人にならない場合

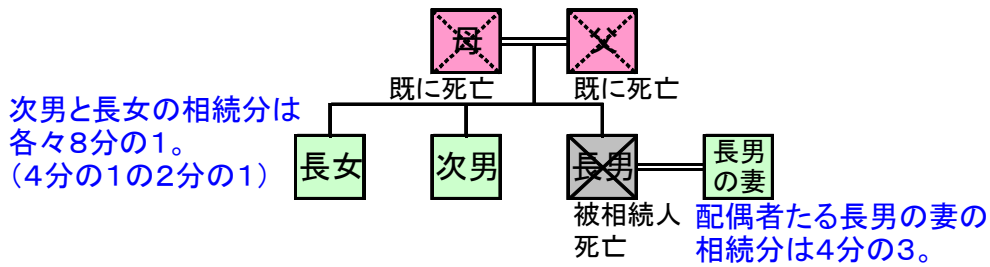


### ④ 祖父母が相続人になる場合

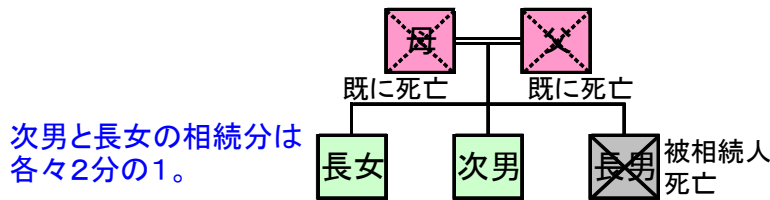


### 3. 第3順位の者が相続人になるケース

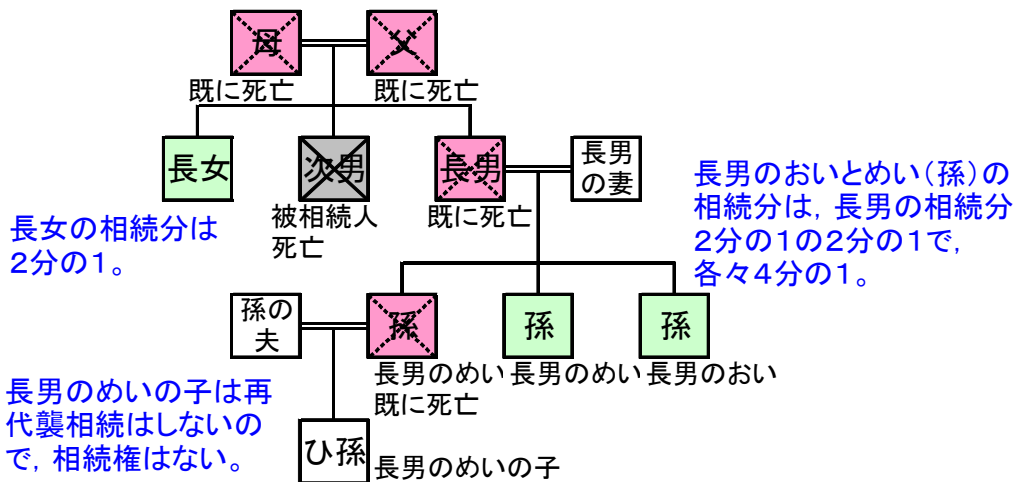
#### ① 配偶者がいる場合



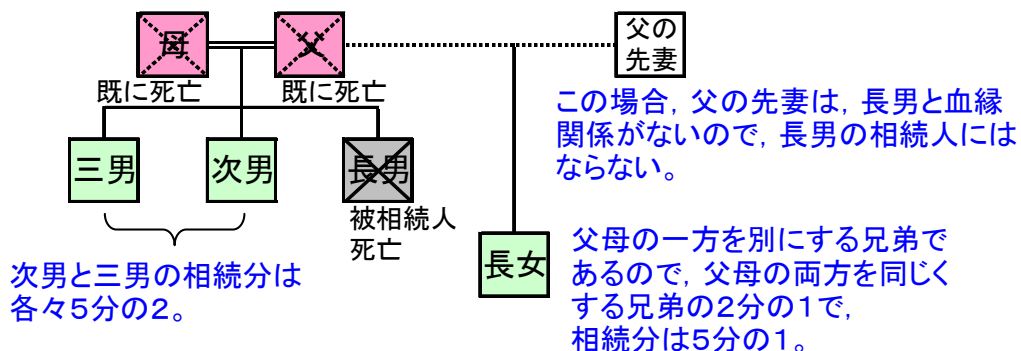
#### ② 配偶者がいない場合



#### ③ 代襲相続となる場合



#### ④ 父母の一方を別にする兄弟がいる場合



なお、このように相続人の順位が定められていることから、たとえば、同じ事故や災害等で親子双方が死亡したような場合には、親子のどちらが先に死亡したかで、相続人や相続分が変わる可能性が生じますが、実際にはどちらが先に死亡したかが

不明なことが起こりえます。

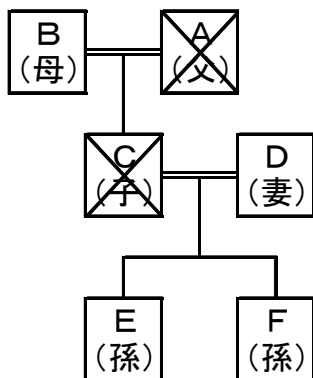
例えば、親と子と同じ災害で死亡した場合に、その子には配偶者と子（孫）がいたと仮定すると、親の相続に関しては、親が子より先に死亡していれば、子が親の遺産を相続し、子が死亡したことで、子が相続した親の遺産を子の相続人である配偶者と子（孫）が2分の1ずつ相続することになりますが、子が親より先に死亡していれば、親の遺産は子（孫）が代襲相続することになり、配偶者は相続できないこととなりますので、親と子の死亡の順序によって、相続人や相続分が変わることになり、争いの種になってしまいます。

そこで、このような場合には、死亡の先後につき明確な証明がなされなければ、全員が同時に死亡したものととして、その死亡者間には相続は発生しないとする同時死亡の推定という制度があります。

これも、以下に簡単な図で説明していますので、ご参考になさってください。

## 同時死亡の推定がはたらくケース

### 基本的な事実関係 1



左記の家族関係において、父と子が同一の事故において死亡したが、どちらが先に死亡していたかに争いがある。  
遺産額は、父が預金3000万円のみ、子は預金1500万円のみである。

#### 1. A(父)が先に死亡し、C(子)が後に死亡したことが明らかである場合

①まず、Aの相続が発生して、BとCがAの財産の2分の1ずつを相続する。Aの財産は預金の3000万円であるので、B、Cともに取得分は各々1500万円である。

②続いて、Cの相続が発生して、DとE・FがCの財産の2分の1ずつを相続する。E・Fは子の取得分を頭数で分けることになるので、各自の相続分は2分の1の2分の1で各々4分の1となる。Cの財産は自らの預金1500万円と①のAの相続分1500万円の合計3000万円であるので、Dの取得額は1500万円、E・Fの取得額は各々750万円となる。

③結果的に、父Aと子Cの財産合計額4500万円は、母Bが1500万円、妻Dが1500万円、孫E・Fが各々750万円ずつ取得することになる。

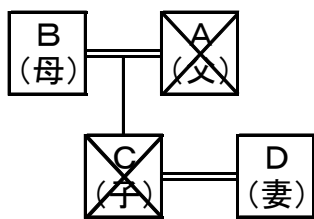
## 2. C(子)が先に死亡し、A(親)が後に死亡したことが明らかである場合

- ①まず、Cの相続が発生して、DとE・FがCの財産の2分の1ずつを相続する。E・Fは子の取得分を頭数で分けることになるので、各自の相続分は2分の1の2分の1で各々4分の1となる。Cの財産は預金の1500万円であるので、取得分はDが750万円、E・Fが各々375万円である。
- ②続いて、Aの相続が発生して、Bと、Cの代襲相続人であるE・FがAの財産の2分の1ずつを相続する。E・FはCの本来の相続分を頭数で分けることになるので、各自の相続分は2分の1の2分の1で各々4分の1となる。Aの財産は預金の3000万円であるので、Bの取得額は1500万円、E・Fの取得額は各々750万円となる。
- ③結果的に、父Aと子Cの財産合計額4500万円は、母Bが1500万円、妻Dが750万円、孫E・Fが各々1125万円(375万円+750万円)ずつ取得することになる。

## 3. 親(A)子(C)の死亡の先後が明らかでないため、同時死亡の推定がなされる場合

- ①AとCの間には相続関係が発生しないため、Aの相続とCの相続を別々に取り扱うことになる。
- ②Aの相続に関しては、Bと、Cの代襲相続人であるE・Fが相続権を有し、相続分はBが2分の1、E・FはCの相続分2分の1を頭数で分けることになるので、各々4分の1となる。Aの財産は預金の3000万円であるので、取得額はBが1500万円、E・Fが各々750万円となる。
- ③次に、Cの相続に関しては、DとE・Fが相続権を有し、相続分はDが2分の1、E・Fが2分の1の2分の1ずつで、各々4分の1となる。Cの財産は預金の1500万円であるので、取得額はDが750万円、E・Fが各々375万円となる。
- ④結果的に、父Aと子Cの遺産の合計額4500万円は、母Bが1500万円、妻Cが750万円、孫E・Fが各々1125万円(375万円+750万円)ずつ取得することになる。

## 基本的な事実関係 2



左記の家族関係において、父と子が同一の事故において死亡したが、どちらが先に死亡していたかに争いがある。  
遺産額は、父が預金3000万円のみ、子は預金1500万円のみである。

## 1. A(父)が先に死亡し、C(子)が後に死亡したことが明らかである場合

- ①まず、Aの相続が発生して、BとCがAの財産の2分の1ずつを相続する。Aの財産は預金の3000万円であるので、B、Cともに取得分は各々1500万円である。
- ②続いて、Cの相続が発生して、DとBがCの財産の相続権を有し、その相続分はDが3分の2、Bが3分の1となる。Cの財産は自らの預金1500万円と①のAの相続分1500万円の合計3000万円であるので、Dの取得額は2000万円、Bの取得額は1000万円となる。
- ③結果的に、父Aと子Cの財産合計額4500万円は、母Bが2500万円、妻Dが2000万円ずつ取得することになる。

## 2. C(子)が先に死亡し、A(親)が後に死亡したことが明らかである場合

- ①まず、Cの相続が発生して、DとBがCの財産の相続権を有し、その相続分はDが3分の2、Bが3分の1となる。Cの財産は預金の1500万円であるので、取得分はDが1000万円、Bが500万円である。
- ②続いて、Aの相続が発生して、BがAの財産全てを相続する。Dは、Aとは血縁関係にないため、相続権はない。Aの財産は預金の3000万円であるので、Bが3000万円全てを取得することになる。
- ③結果的に、父Aと子Cの財産合計額4500万円は、母Bが3500万円、妻Dが1000万円を取得することになる。

## 3. 親(A)子(C)の死亡の先後が明らかでないため、同時死亡の推定がなされる場合

- ①AとCの間には相続関係が発生しないため、Aの相続とCの相続を別々に取り扱うことになる。
- ②Aの相続に関しては、Bが相続権を有し、Aの財産全てを取得する。Aの財産は預金の3000万円であるので、Bが3000万円全てを取得することになる。
- ③次に、Cの相続に関しては、DとBが相続権を有し、相続分はDが3分の2、Bが3分の1となる。Cの財産は預金の1500万円であるので、取得額はDが1000万円、Bが500万円となる。
- ④結果的に、父Aと子Cの遺産の合計額4500万円は、母Bが3500万円、妻Dが1000万円を取得することになる。

## Q. 6 (相続の範囲について)

相続は、財産を全て受け継ぐことと言われましたが、具体的にどういうことになるのでしょうか？

借金も相続の対象になるのでしょうか？

## A. 6

その通りです。

最初に、財産はプラスもマイナスも全部受け継ぐことになると言いましたが、被相続人の財産も負債も受け継ぐこととなります。

具体的には、プラスの財産としては、現金、不動産、預貯金、有価証券（株券やゴルフ会員権等です。）、各種債権（特定の第三者に対して、金銭を支払ってもらうように請求できる権利だと考えて下さって構いません。）等があります。生命保険金や死亡退職金については、遺産になる場合とならない場合がありますので、注意が必要です。

なお、一身専属的な債権（債権のうち、その特定の人に対してのみ給付されるもので、例えば、生活保護の受給権等が挙げられます。）は相続の対象にはなりません。

一方、マイナスの財産としては、被相続人が有する借入金や金銭に関する保証債務、各種債務（債権の反対で、特定の第三者に対して、金銭を支払うべき義務だと考えて下さって構いません。）が挙げられます。

なお、被相続人死亡後に発生した債務に関しては、原則として、相続の対象にはなりません。一部、被相続人死亡後の債務も相続する場合（たとえば、被相続人の賃貸借契約による賃料債務等）がありますので、注意が必要です。

又、音楽家が演奏することや、画家が絵を描くことを約束しながら、実現できないまま死亡されたような場合、そのような内容もその方の債務ではありますが、このような一身専属的な債務（債務のうち、その特定の人でなければ実行することができないものです。）については、当然ですが相続の対象にはなりません。もちろん、契約上、損害賠償の定めがあった場合に、具体的に損害が発生した分の賠償については相続の対象となる可能性があることには注意が必要です。一身専属債務の詳細につきましては、別にお問合せ下さい。

そして、被相続人が遺言を残している場合には、その遺言の内容によって、相続ないし遺贈を受けることとなりますが、遺言がない場合には、相続人全員で、プラスマイナス全ての財産を受け継ぎ、その合計額がプラスの場合には、法律の定める相続分にしたがうか、全相続人の合意に基づいた割合にしたがって、受け取ることとなりますし、合計額がマイナスの場合には、法律の定める相続分に従って、債権

者に支払うこととなります。

又、祭祀の承継（遺骨やお墓の引継ぎのことをいいます。）については、遺言による指定か慣習によって、相続人の誰か1人が引き継ぐように決めることとなり、通常の相続とは別のものとして扱われます。



## Q. 7 (相続の承認と放棄, 遺産分割について)

相続は、財産を全て受け継ぐことであるということは理解できましたが、遺言がない場合には、必ず法律の規定の通りに相続しなければならないのですか？

たとえば、父の相続に関して、子供は受け取らず母に全部相続させることはできるのでしょうか？

又、マイナスの財産が多い場合には必ず相続した者が支払わなければならないのでしょうか？

## A. 7

相続が発生した場合、相続人らは、遺産について、以下の三つの対応のうち、いずれかの対応を取る（法律上は、いずれかの対応を取らざるを得ない）こととなります。

1. 遺産を全て承継する（受け継ぐ）ことにする、「単純承認」
2. 遺産の総額が明らかにマイナスである場合、又はプラスになるかマイナスになるかハッキリしない場合に、プラスの財産額の範囲で、マイナスの財産も承継する（受け継ぐ）ことにする「限定承認」

（この場合、当然ですが、プラスの財産で清算できなかったマイナスの財産については、相続はしなくて済みます。又、清算した結果、プラスの財産が残れば、その分については受け取ることができます。）

3. 遺産の一切を承継する（受け継ぐ）ことをしない「相続放棄」

1. の単純承認については、積極的に相続することを承認するだけでなく、相続開始後3ヶ月間何もしない、又は、遺産を処分（売却、換金等）したり、被相続人の死亡後に相続人等で債務を支払ったりした場合にも、単純相続したものとみなされますので、注意が必要です。

2. と3. の限定承認、相続放棄については、原則として相続開始後3ヶ月以内（この3ヶ月の期間のことを熟慮期間といいます。）に手続きを取ることが必要です。限定承認については、相続人等が全員で手続きを取らなければなりません。相続放棄については、相続人各々が手続きを取らなければならない、手続きを取った相続人だけに相続放棄の効果が発生しますので、相続人のうち熟慮期間内に相続放棄をしていない方については、相続を承認することになります。

又、限定承認、相続放棄については、いずれの手続きも、家庭裁判所に申述という手続きを取らなければならない、相続人等の話し合いだけで、そのようなことで合意したというだけの場合には、第三者（特に債権者）に対しては限定承認、相続放棄の効力を主張することはできませんので、注意が必要です。

更に、先に述べた通り、限定承認や相続放棄の手続きを取る以前に、一部の相続財

産を処分する等した場合には、その処分の内容によっては、法律上、単純承認したものとみなされ、限定承認や相続放棄の手続を取ることができなくなる可能性がありますし、一度、相続を承認又は放棄した場合には、それ以後、その承認なり放棄なりを取消（撤回）することはできなくなることに注意が必要です。

限定承認や相続放棄の手続の詳細につきましては、別にお問合せ下さい。

ところで、ご質問にありましたような、お母様に全て相続させたい場合には、相続人（受遺者を含む場合もあります。）全員の同意の上で、お母様が100%、他の相続人等が0%という遺産分割協議が成立すれば、ご希望のような相続は可能です。

但し、債務（マイナスの財産）がある場合に、上記遺産分割協議があることをもって、お母様以外の相続人らの方（相続分が0の方）が、お父様の債権者に対して支払を拒むことはできず、法定相続分に従って、各々の相続人が債務を相続することになりますので、被相続人には不動産以外にプラスの財産がなく、その他の遺産（現金、預貯金等）では支払えないような多額の債務があるような場合等には、注意が必要です。

なお、マイナスの財産が確実に多い場合には、相続放棄の手続を取ることによって、被相続人の債務を相続しないようにできるということは先に申し上げた通りですが、相続放棄をした場合には、たとえプラスの財産があっても、それも放棄することになり一切相続できなくなりますので、慎重に判断してもらうことが必要です。

又、相続人に未成年の方や成年被後見人の方がいる場合には、原則としてそれらの方の法定代理人（未成年者につき親権者、成年被後見人につき成年後見人）が申述の手続を取ることになります。但し、法定代理人も又相続人であり、法定代理人は相続放棄をせず、未成年者や成年被後見人だけが相続放棄の手続を取る場合（例えば、母親だけが相続を承認し、子供等は相続放棄をするような場合です。）には、相続放棄をする未成年者や成年被後見人に対して、特別代理人を選任して申述の手続を取らなければなりません。これは、実際には相続財産はマイナスではなくプラスであり、その法定代理人が相続財産を独り占めしようとしている可能性も否定できない、つまり、未成年者や成年被後見人である相続人とその法定代理人の間で利益相反になる可能性があることから、そのように定められています。

詳しくは、お問合せ下さい。

## Q. 8 (相続放棄と遺産分割の関係について)

たとえば、親の借金を、子供らは必ず相続しなければならないものではないことは、理解できました。

ところで、Q. 7でも質問されていましたが、父の相続に関して、子供は受け取らず母に全部相続させる場合には、子供等全員が相続放棄をすることでも、同様の結果になると思うのですが、違いがあるのでしょうか？

## A. 8

これは、勘違いをされている方も多いのではないかと思います(恥ずかしながら、私も学生時代にはご質問の内容と同じように間違っ理解しておりました…)。

今のご質問で、子供さん全員が相続放棄をされると、お母様だけが相続人になると思われがちですが、法律上は、相続放棄をされた方は相続開始時に遡って相続人ではないということになりますので、被相続人であるお父様には第1順位の相続人がいない場合と同じということになります。そのため、この場合には、お母様と、お父様の父母(直系尊属)又は兄弟姉妹の方が相続人となることになり、お母様と第2、第3順位の方がお父様の遺産を相続することになりますので、注意が必要です。

ご希望のような相続を実現させるには、原則としては、お母様とお子様全員でA. 7に記載したような、お母様が100%、お子様は各々0%の割合で取得するという遺産分割協議をしていただく必要があります。

もっとも、お父様の直系尊属の方及び兄弟姉妹やおい・めいも一人もおられない場合には、お子様全員が相続放棄をした場合でも、同様の結果となりますが、戸籍を確認するなどして、第2順位、第3順位の相続人がおられないことの確認が必要ですし、万一の場合には紛争の種になりかねません。そこで、ご質問のような場合には、A. 7のような遺産分割協議をなされることをお勧めいたします。

なお、相続財産の中に債務がある場合に、A. 7のような遺産分割協議では、お子様方はお父様の債権者に対して、支払を拒否することはできないことには注意が必要であることは、先に説明した通りです。

### Q. 9 (遺贈の放棄について)

先日、義理の父が亡くなりました。私は長男の妻です。義父は、ここ数年病気で寝たきりで、同居してきた私が介護をしてきました。

ところで、義父は遺言を残しており、先日、家庭裁判所で遺言の内容が明らかになりました。その日の晩に夫から話を聞いたところ、義父は私に対しても自分の財産を渡す旨を記載していたということでした。

私は、私自身に義父から何らかの財産をもらうこと等考えてはおりませんでしたし、相続人でない私が義父の財産をもらってしまうと、かえって兄弟間で夫の立場が悪くならないかが心配で、義父の気持ちはありがたいとは思っていますが、私としては放棄したいと考えております。

相続に関しては、放棄することが認められることは分ったのですが、私のように相続人でないものが遺言で財産を受けた場合、その遺贈を放棄することはできるのでしょうか？

### A. 9

先に説明しましたように、相続人以外の方が、被相続人の遺言で財産を譲り受けられることを遺贈といい、遺贈を受ける方のことを受遺者といいますが、これについても相続と同様に、受遺者はその遺贈を承認するか放棄するかは自由に選択することができます。

ですから、あなたの場合にも、義父様の遺贈を放棄することは可能です。

但し、遺贈には大きく分けると2つのパターンがあり、その2つのパターンで取るべき対応が異なりますので、あなたの場合は、義父様の遺言の内容がどのようなものであるかを確認されて、以下の2つのパターンのいずれに当るかを確認してもらった上で、必要な放棄の手続きを取ってもらわなければなりません。

まず、包括遺贈（「ほうかついぞう」と読みます。）といって、遺言で財産の全部又は一定の割合（例えば、「財産の3分の1を遺贈する。」等と記載されている場合です。）を与えるとされている場合があります。

包括遺贈を受ける受遺者のことを包括受遺者といいますが、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有すると民法に定められていますので、全部を遺贈された場合には、相続人に対して遺産全部を引き渡すように申し出ることになりすし、一定の割合で遺贈された場合には、相続人等と一緒に遺産分割協議をされて取得する財産を決めてもらうことになります。この場合に注意が必要なのは、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有するということから、遺贈を受けた割合でマイナスの財産も遺贈を受けることになることです。

そのため、マイナスの財産が多い場合や、遺贈を受けたくない等の理由で、その

遺贈を放棄される場合には、相続放棄の手続と同様に、遺贈を知った時点から原則として3ヶ月以内に、遺贈放棄の申述を家庭裁判所にしていただければ、その遺贈を放棄することが可能です。遺贈の放棄がなされた場合は、遺贈されることになっていた分の財産は、相続財産に戻ることになり、相続人等が法定相続分に従って権利を有することになります。

なお、包括受遺者には遺留分（最低限度保証される相続分のことだと思って下さい。）は認められていませんので、その割合が少ないからといって、何らかの主張ができるものではありません。又、包括受遺者が被相続人より先に死亡している場合には、その方に対する包括遺贈は効力を生じず、遺贈には代襲も認められていません。そのため、受遺者が先に死亡している場合には、代襲相続と同じようにその受遺者の子供等に遺贈したいと思われるときは、その旨を遺言で別に定めておくことが必要となります。

これに対して、遺言で財産を特定して（例えば、「自宅の土地と建物を遺贈する。」とか「〇〇銀行の定期預金1000万円を遺贈する。」等と遺言に記載されているような場合です。）与えるとされている遺贈のことを、特定遺贈（「とくていいぞう」と読みます。）といい、特定遺贈を受ける受遺者のことを特定受遺者といいます。

特定受遺者は、その財産を受け取るだけの権利を有するだけで、相続人と同一の権利義務を有するものではありませんので、特定受遺者が取るべき対応は、その遺贈を受ける（承認）するか放棄するかだけになります。代襲することがないことと遺留分が認められていないことは、包括遺贈の場合と同じです。

特定受遺者の承認又は放棄については、特に要式や期間が定められていませんので、承認又は放棄の意思を相続人等に伝えればよく、いつでも承認又は放棄をすることはできます。但し、特定受遺者が長期間にわたって、承認又は放棄の意思を明らかにしないときは、他の相続人等の遺産分割協議にも影響を与えることとなりますので、相続人等からは特定受遺者に対して、相当の期間を定めて承認するか放棄するかを明らかにするように催告することができ、その催告があった場合に回答しなければ、遺贈を承認したものとみなされることとなります。

なお、特定遺贈の承認や放棄については、承認又は放棄する旨を明らかにし、その旨を相続人等に伝えて手続を取る等すればよいのですが、特に放棄する場合には、後日紛争になったりすることを避けるためにも、配達証明付の内容証明郵便にて行われることをお勧めします。

**Q. 10（被相続人が存命中に相続放棄や遺産分割協議ができるかについて）**

Q. 7に関連した質問ですが、たとえば、現状においても、被相続人にはマイナスの財産しかないとかマイナスの財産が多いことは疑いようもない等、いざ相続が発生したときには相続放棄をすることは確実だと思われるような状況であれば、現実には被相続人が死亡したときには相続放棄の手続を取ることになるのでしょうか、葬儀やその後の手続に忙殺されて3ヶ月以内に必要な手続することを忘れるのではないかと不安になります。

そこで、相続が発生すれば相続放棄をすることは明らかだと思われる場合に、事前に相続放棄の手続を取っておくことはできないのでしょうか？

又、逆に相続を承認することは確実な場合に、相続が発生したときにその後の手続がスムーズに進むように、事前に遺産分割協議をすることはできないのでしょうか？

**A. 10**

被相続人存命中の相続放棄（生前放棄）に関しては、たとえ、その方が本心からそう思って放棄したいと考えられていたとしても、できません。

法律上は、相続放棄の要件として「自己のために相続の開始があったことを知った時から」と定められ、相続が開始したことが要件とされております。つまり、相続が発生していない以上、形式上の要件を満たしませんので、相続の生前放棄はできないこととなります。

ですから、たとえ、相続放棄をすることが明らかな場合であっても、被相続人が亡くなられてからでないと相続放棄の手続は取れません。

又、実質的には、相続の生前放棄を認めてしまうと、相続人間で一部の相続人に対して相続放棄を無理強いされる等のおそれがあり、法律が定める相続権の規定が無意味になってしまうことにつながったり、戦前の家督相続（家を継ぐ者が全て相続する）と同様の結果をもたらすことにもつながりかねないことから、相続の生前放棄は認められていないのです。更には、法律上、直系血族と兄弟姉妹は相互に扶養する義務を負っているのですが、相続の生前放棄を認めると、相続を放棄したからこれからは扶養義務も無くなると主張されてしまう可能性があり、法律が定める相互扶養義務も無意味になりかねないということも理由とされています。

それと、ご質問にありました、相続発生前の遺産分割協議（生前協定ともいいます。）ですが、相続発生前には相続人も相続財産の内容も確定はしておらず、生前協定は法律上効力はありません。そのため、各相続人は、たとえ生前協定を結んだからといって、相続発生後にその協定に従わなければならないものではありませんし、生前協定から現実には相続が発生する時点までに相当の時間が経っていれば、生

前協定通りの財産が残ってはいないという可能性も否定できません。

但し、生前協定を結ぶということは、事前に話し合いでの合意ができるということです。イザというときに相続に関する争いを避けられることにつながる可能性が高くなることは確かでしょうし、相続発生時に速やかに遺産分割協議を行うことにもつながり、事実上の効果があるとは言えます。ですから、相続人の方々等は生前協定を結んでいたとしてもその協定に従わなければならないものではありませんが、生前協定を結んでいただくこと自体は可能ですし、その後の遺産分割協議をスムーズに行える効果が期待できるものであると思われれます。

**Q. 11 (一部だけ相続することができるかどうかについて)**

私の父が死亡しました。遺産としては両親が居住してきた築数十年になる古い自宅不動産程度しかありませんが、この不動産には父の事業に関する借入金の担保として銀行の抵当権が残っています。他に、見るべき遺産はありませんが、このような場合に、事業に関する債務だけを相続放棄するということはできないでしょうか？

又、例えば、債務を完済するほどではないけれども、多少の預貯金等が別にあるような場合に、預貯金については全て債務の弁済に充てるものの、残った債務については免除してもらい、自宅不動産だけは相続するというようなこともできないものでしょうか？

母は、年金受給者で、父の債務を支払っていける状態ではなく、又、自宅は長年暮らしてきていますし、古い家でそれほどの価値も無く売却しても大した金額にはならないと思いますので、何とか売却等せず、母がこれからも住めるようにしておいてあげたいのですが、このようなことはできないでしょうか？

**A. 11**

ご質問のように、長年暮らしてこられた自宅だけはお母様のために残してあげたいと思われることは、お子様の気持ちとしてはよく分ります。

ただ、相続については、原則としては相続財産一切を承認するか又は放棄するかのいずれかの方法しかなく、一部だけを相続するというのは、先に述べた限定承認の方法しかありませんので、債務だけを相続放棄するということはできません。

ですから、ご自宅の不動産を相続なさるのであれば、お父様の事業に関する債務も相続しなければならず、債権者との話し合い等で債務の清算について解決できなければ、自分達で別に弁済資金を用意するか自宅を売却するなどして清算する必要があります。

又、ご質問のように、自宅不動産以外の相続財産についてだけというように、一部だけ限定承認をするということも、認められておりませんので、限定承認される場合には、自宅不動産も含めて全ての財産をもって清算してもらわないとなりません。

更に、自宅不動産は古い家だと言われていますが、建物の価値は年々減少していくものの、土地はそういうことは無く、いわゆるバブル期と比較すれば価格は下落しているものの、それなりの評価にはなりますので、実際には自宅不動産は売却する価値がある財産として評価されるものと思っております。

そこで、まずは専門家にご相談の上、当該担保権を有する銀行と交渉していただき、お父様の債務について相続人全員で長期間での分割弁済等の手続が取れないか



どうかを検討されてみられては如何でしょうか。代理人として専門家に交渉をご依頼されたい場合には、弁護士を紹介します。

債権者との合意に至らず、なおかつ自宅不動産の売却代金では清算できないと判断された場合には、限定承認又は相続放棄をしてもらうこととなりますが、その場合でも、最終的には、自宅は第三者に売却され、売却代金で清算をする結果となりますので、残念な結果となりますが、お母様には自宅を立ち退いていただくことにならざるを得ません。

どちらにしても、ある程度の時間がかかることが予想されますし、相続放棄に関する熟慮期間の伸張の申立（相続を承認するか放棄するかを決める3ヶ月の期間を延長してもらう申立のことです。）等も考えた上で手続を取る必要があると思われる。早急に専門家にご相談なさることをお勧めします。

**Q. 12（相続の承認や放棄をする期間について）**

先頃死亡した私の父は、自営業者でしたが、父の生前に、父と商売の関係のことはほとんど話すこともなく、債務については、よく分っていないので、これから取引先への債務等を調査しなければなりません。ただ、取引先の数は多いため、調査するとしても、3ヶ月ではとても間に合いそうにありません。このような場合でも、3ヶ月以内に、相続を承認するか放棄するかの手続を取らなければならないのですか？

**A. 12**

上記3ヶ月間の期間のことを熟慮期間といいますが、これは、利害関係人ら（主に相続人になります。）から家庭裁判所に期間を延ばしてもらうように請求すること（これを熟慮期間の伸張の申立といいますが。）ができますので、その申立をされて、家庭裁判所で認められれば、期間を延長することはできます。

但し、この熟慮期間の延長（伸張）については、延長してもらうための正当な理由がなければなりませんので、何となく延ばし延ばしにしていたからというような理由では認めてもらえないこともあります。又、期間の延長については、各相続人毎にその請求に応じて決められることとなっていますので、相続人が複数いる場合には、全員が各々申立をしてもらわなければ、請求をされなかった相続人には熟慮期間の延長（伸張）が認められないこととなりますので、その点での注意が必要です。

**Q. 13 (熟慮期間を経過してからでも相続放棄できるかどうかについて)**

私の父が死亡し、財産を調査しましたが、生前にほとんどの財産を処分しておりましたので、特に遺産らしき財産もほとんどなく、多額の債務等も見当たらなかったため、形見分けをした程度のことだけで、放棄や遺産分割などの手続は何もしないままで放置しておりました。

ところが、父の死亡後1年程経って、突然、父の債権者だという方から、父の生前、お金を貸していたので、返して欲しいと請求を受けました。

父の遺産に関して、特に相続すべきものもありませんでしたし、その債権者は、家族の誰も知らない方で、今回請求を受けて初めてそのような債権者の方がおられることを知った次第です。しかも、債権者の方からの請求は割と高額でもあり、私達遺族で返せるものではありません。できれば、今回、相続放棄の手続を取りたいと思うのですが、相続放棄ができる期間は3ヶ月と聞きました。

父の死後、既に1年以上経過していますので、私達遺族は、父の相続に関して相続放棄はできず、父の債権者の請求に応じなければならないのでしょうか？

**A. 13**

相続放棄の熟慮期間は、伸張の申立（熟慮期間を延長することを家庭裁判所に申立すること）がなされなければ、原則3ヶ月です。

但し、最高裁判所の判例で、「被相続人に相続財産が全く存在しないと信ずるにつき相当な理由があると認められるときには、本条(民法915条)の熟慮期間は、相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識し得べき時から起算する。」というものが出されています。

つまり、債権者からの請求を受けて、被相続人に多額の債務があることが初めて判ったような場合であれば、そのような債務の存在を相続人全員が全く知らず、相続放棄の手続を取らなかったことに、特に落ち度がないと認められれば、請求を受けた時点から熟慮期間の3ヶ月がスタートするとして、請求を受けてから3ヶ月以内であれば、相続放棄の手続を取ることができる（相続放棄の申述を家庭裁判所に受理してもらえる。）可能性があります。

ご質問のケースであれば、今からでも相続放棄ができる可能性は高いと思われます。

但し、あなた方は既に請求を受けておられますので、熟慮期間は請求書を受領した時点（すなわち相続財産の少なくとも一部の存在を認識した時にあたります。）から進行しています。

相続放棄をするのであれば、請求書受領後3ヶ月以内にしなければならないこととなりますので、早い時期に、一度、専門家にご相談されることをお勧めします。

又、ご質問では、形見分けの内容がハッキリしませんので、何とも言えない部分ではありますが、形見分けをされたことが、相続を単純承認されたことと判断される程度の内容のものであれば、相続放棄はできないことになってしまいますので、その点については、形見分けの内容を明らかにしなければならないことにも注意が必要です。

なお、熟慮期間3ヶ月を経過した後に相続放棄をされたような場合には、家庭裁判所で相続放棄の申述を受理されたとしても、債権者から、当該相続放棄は無効であるとして、裁判上、貸金返還等の請求をなされる可能性があります。裁判上の請求をなされた場合には、債務の存在を知らなかったことに落ち度がないことの反論をして、債権者と裁判で争わなければならないこととなりますし、万一、3ヶ月の熟慮期間を経過したことに落ち度があると裁判所で判断されたときは、債権者に支払をしなければならなくなる可能性も残ります。

このように、熟慮期間を経過した後の相続放棄の手続については、各々の事情も考慮した上で、熟慮期間の経過したことに落ち度がないことをきちんと申し出なければなりませんので、どちらにしても、早急に専門家にご相談下さい。

**Q. 14（相続放棄の効果について）**

自営業を営んでいた父が亡くなりました。

この不況下で多額の借金がありましたので、母と私達兄弟は相続放棄の手続を家庭裁判所で取り、全員、相続放棄の申述を受理してもらいました。

ところで、私達の祖父は現在老人ホームで生活しておりますが、まだ元気しております。

私達（母と子供）は全員相続放棄をしてしまいましたが、そうすると、父の借金は祖父が相続することになるのでしょうか？

**A. 14**

その通りです。

A. 8でもご説明しました通り、お父様の相続に関して、第1順位であるあなた方子供様全員が相続放棄の手続を取られると、法律上は第1順位の相続人がいなかったことになり、第2順位である直系尊属であるあなたの御祖父様がお父様の相続人となりますので、御祖父様が自ら相続放棄等の手続を取られなければ、お父様の借金を相続されることとなります。

ですから、同一順位の相続人の方全員が相続放棄の手続を取られるときには、後順位の相続人の方にその旨を連絡されて、必要であれば相続放棄等の手続を取られるよう、ご連絡をされることをお勧めします。

又、あなたの御祖父様が相続放棄をされた場合には、他にお父様の直系尊属の方がご存命でなければ、あなたのお父様にご兄弟がおられるときには、今度はお父様のご兄弟がお父様の相続人となられますので、御祖父様又はあなた方のほうから、その旨をお父様のご兄弟にご連絡されることをお勧めしますことも同様です。

なお、先順位の相続人全員が相続放棄をした結果、後順位の相続人が相続する場合、相続放棄の熟慮期間は先順位の相続人全員が相続放棄されたことを知った時から進行することになりますので、全員の相続放棄を知られたのが、被相続人の死亡時から3ヶ月を超えていた時であったとしても、そのことだけで相続放棄ができないことにはなりません。

但し、A. 13でも説明しました通り、御祖父様やご兄弟の方とあなた方家族が頻りに交流されていて、お父様が多額の借金があることを、御祖父様やご兄弟の方が充分ご承知されていて、子供であるあなた方やお母様が、お父様の死後速やかに相続放棄の手続を取られることは当然予想できる等の事情がある場合には、お父様の死後、余りに長期間を経ての相続放棄の申述は、たとえ後順位の相続人であっても、手続が遅れたことはその旨の確認を怠った落ち度があり無効であるからと、債権者から請求される可能性が残りますので注意が必要です。

通常、被相続人にお子様がおられる場合には、直系尊属の方やご兄弟の方は、自分が相続人となることはないと思われ、お子様が全員相続放棄をされたことで後日債権者等から請求がなされること等は、通常は予想されていないものと思われます。ですから、あなた方お子様全員が相続放棄の手続を取られた場合には、全員が相続放棄の手続を取られたことを、後順位の相続人の方には速やかにご連絡をされることをお勧めします。

**Q. 15 (遺贈をすれば、借金を相続させないことができるかについて)**

Q. 9で、遺贈のことを説明されていましたが、特定の財産を遺贈するということであれば、遺贈を受けた者は、その特定の財産の遺贈を承認するか放棄するかすればよく、相続人と同一の権利や義務を負わないと説明されていました。

そこで考えたのですが、例えば、ある程度の財産はあるものの、借金の額がそれでは払いきれないほど多いような場合に、プラスの財産については、相続人毎に特定の財産を遺贈するような遺言をしていれば、その特定財産の遺贈を受けた相続人は、承認すればその財産を受け取ることができますし、その一方で、相続財産として残ってしまう借金については、相続人等は相続放棄をすれば、マイナスの財産を相続しないでよいことになるのではありませんか？

確かにずるい方法であるかもしれませんが、このような方法を取れば、借金が多い状態でも、財産を残すことができるのではないかと思いますし、それこそQ. 11にもありましたが、お母様に自宅だけは何とか残してあげたいというような希望にも応えられると思ったのですが、法律上、このような方法は認められるのでしょうか？

**A. 15**

上手い方法を考えられましたね！と言いたいところですが、実際には、そのような方法で、借金等のマイナスの財産だけ相続放棄するようなことは、残念ながらできないであろうと私は考えます。私自身は、このような方法を取られたというケースを経験したことがありませんし、そのようなケースの判例がないかも調べてみましたが、見つけることができませんでした。ですから、あったとしても極めてまれなケースであることは確かですし、あなたもおっしゃる通り、ずるい方法でもありますので、そのような遺言をされる方はまずいないと思います。

その上で、ご質問のような方法が取れないかどうかについて説明します。

確かに、ご質問のような理論構成をすれば、特定遺贈によりプラスの財産を相続人等に与えた上で、マイナスの財産だけを相続放棄によって引き継がないということも可能であるように思えますが、私は、以下の理由により、そのようなやり方で、マイナスの財産だけを放棄してプラスの財産だけを相続することは不可能であると考えます。

通常、ご質問のように、財産がある程度あって、なおかつ、債務もそれ以上にあるようなケースであれば、被相続人の債権者は、被相続人の方に支払に回せるような財産を持っておられることは、当然に把握されているものと思われます。そのため、相続人の方々が全員相続放棄をされたことが判れば、被相続人の債権者は相続財産管理人を選任する等して、少なくとも清算なりの手続を取るものと思われます

ので、特定遺贈によってプラスの財産を全て処分されるようなことをされた場合であっても、それを認めて、債権の回収をあきらめてくれるようなことはないと思われます。

そこで、被相続人の債権者は、ご質問のような方法でプラスの財産だけを相続人等に持っていかれないようにするために、相続財産の破産を申し立てるか財産分離の手続を取ることができます。

詳しい説明は省略しますが、相続財産の破産であれば、通常の自己破産手続と同様に、破産管財人を選任して、相続財産のプラスの財産額とマイナスの財産額を明らかにした上で、マイナスの財産が多ければ、各々の債権者は、自らの債権額の割合に応じて、配当を受けるという手続を取ることになるのです。

又、財産分離と言うのは、簡単に言うと、相続財産だけを別に取り扱うことにして、相続財産管理人を選任した上で、相続財産だけで債権と債務を清算してしまう手続のことです。

もちろん、相続財産の破産手続や財産分離の手続は、費用もかかり、手続も複雑です。そして、プラスの財産よりマイナスの財産が多い場合には、限定承認の手続でも同様の効果が望めますので、通常は、限定承認の方法で処理されることが多く、相続財産の破産手続や財産分離の手続は、実際にはほとんど利用されてはいませんが、被相続人の債権者は、そのような手続を取ることができると法律上定められているのです。

そして、相続財産の破産手続、財産分離の手続においては、法律では、被相続人の債権者は受遺者に優先することが定められており、限定承認の場合も同様ですが、受遺者がプラスの財産を被相続人の債権者より先に受け取るとはできないことになります。これは、被相続人の債権者は全額の弁済を受けられないときには、貸倒れ等になってしまい損失を受けることになるのに対して、受遺者は被相続人の財産を受け取れなかったとしても損失を受けるものではない（つまり、マイナスにはならず、ゼロになるだけということです。）ことから、まず被相続人の債権者が受遺者に優先すると定められているのです。又、特定遺贈を受けた方がその財産を遺贈後直ちに処分され、遺産が手元に残っていなかったとしても、通常の破産手続と同様に破産管財人によってその処分は否認されることになり、価格賠償をする等、相続財産に戻すことになると思われますので、やはり、受遺者が先に受け取るとはできないものであると言わざるを得ません。

具体的な手続については、ここでは省略しますが、ご質問のケースでは、被相続人の債権者より相続財産の破産申立か財産分離の申立がなされると思います。もし、時間的な問題等のために、そのような手続が取れなかったとしても、被相続人の債権者からは相続人各々に対して、相続債務を請求する裁判や相続放棄の無効を争う



ような裁判が起こされるものと思われますし、その場合には、裁判所の判断としても、信義側上、債権者の請求が認められるのではないかと（つまり、マイナスの財産だけを放棄してプラスの財産だけを相続することはできず、相続人は債権者に対して、法定相続分に応じた支払をしなければならなくなるということになります。）と、私は考えますので、ご質問のような方法で、マイナスの財産だけを放棄して、プラスの財産だけを受け取るということとはできないものと思って下さい。

**Q. 16 (遺留分〔最低限度保証される相続分〕について)**

私の父が死亡しましたが、父は生前遺言書を残しておりました。その遺言書の内容というのが、長男である兄に全財産を相続させるというもので、弟の私や、妹、母には一切財産を相続させないという内容でした。

確かに、兄は父の事業を手伝うなどして、一番父との係わり合いが深かったのは事実ですし、私は自分の好きなことをさせてもらいましたので、私が父の遺産を貰えないということはまだ納得もいきますが、父の事業を手伝ってきていた妹や母にも全く遺産を渡さないということには納得できません。

遺言がある場合には、遺言書の内容が優先されると聞きましたが、私や妹、母は、父の遺産を一切相続できないのでしょうか？

**A. 16**

結論から申しますと、あなたと妹様、お母様はお父様の遺産を一部相続できます。

確かに、遺言が残されている場合、遺言書の内容が優先されますが、民法は、配偶者、第1順位と第2順位の推定相続人（被相続人が死亡した場合に相続人となると法律で規定されている方のことをいいます。）については、相続に関する期待を一定限度保証するという趣旨で遺留分（[いりゅうぶん]と読みます。）という制度を定めています。

なお、第3順位の相続人である兄弟姉妹には遺留分は認められていません。

具体的には、

1. 直系尊属（第2順位の相続人）のみが相続人の場合、財産全体の3分の1
2. それ以外の場合には、財産全体の2分の1

の割合については、遺留分として、たとえ、遺言書で全財産を誰かに相続（又は遺贈）させると定められていても、遺留分権者（上記の通り遺留分を請求できる権利を有する方のことです。）の請求があれば、上記の割合のうち、各々が法定相続分に当たる割合の財産を受け取ることができます。

ご質問のケースでは、遺留分の請求をされれば、お母様は財産全体の2分の1のうちの法定相続分2分の1で財産全体の4分の1、あなたと妹さんは財産全体の2分の1の法定相続分6分の1ずつ（子は、兄、弟、妹の3人のため）で、財産全体の12分の1ずつを受け取ることができます。

なお、遺留分の請求（正式には遺留分減殺請求[いりゅうぶんげんさいせいきゅう]といいます。）自体は、裁判上の請求までは必要なく、遺留分を請求するということを財産を受け取った方に伝えればよいのですが、原則として、相続の開始時又は遺留分があることを知った時から1年以内に請求しておかないと時効にかかって請求できなくなってしまいますので、後で言った言わないの紛争にならないよう、

配達証明付の内容証明郵便にて請求をされることをお勧めします。

但し、遺留分減殺請求をされたとしても、相続人（受遺者）が任意に遺留分相当額の財産を渡してくれない場合には、遺留分減殺請求の裁判を起さなければなりませんので注意が必要です。

又、遺留分権者は遺留分の請求をする権利は有していますが、遺留分の請求は義務ではありませんので、あなたが遺留分を請求する必要がないと判断される場合に、妹様とお母様だけ遺留分減殺請求をして、あなただけは請求をしないということも可能です。

遺留分減殺請求の内容証明郵便の書き方については、別にお問合せ下さい。

**Q. 17 (寄与分〔相続財産維持増加に貢献した相続人の取り分〕について)**

長年病床に臥していた父が死亡しました。

遺言書はありませんでしたので、葬儀の際に、母と私と姉の3人で相続の話をしたのですが、姉は、法定相続分どおり4分の1は貰える権利があると強く主張しましたので、その場では話はまとまりませんでした。姉の言い分が法律が定めるとおりだということは分ります。

ただ、母と私は、病気の父の介護を長年やってきて、相当苦勞もしてきました。父の介護は相当の重労働でしたし、特に母は長年の父の介護で心労も相当溜まっています。私も両親と同居して父の介護を手伝ってきましたし、病院代等の支払で相当のお金も使いました。

これに対して、姉は結婚して遠方に住んでいることもあって、父の介護には一切関わっておりません。

姉に父の遺産を渡したくないというわけではありませんが、父の介護に要した手間や費用のこと等を考えると、母と私の方が姉よりも多少は多くもらえないものかと思ってしまうます。

法律では、寄与分という制度があるとの話を聞いたのですが、母と私の場合も、法律で姉よりも多くもらえることになるのでしょうか？

**A. 17**

確かに、民法では寄与分といって、第904条の2第1項で「共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたものがあるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価格から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定（法定相続分や遺言による相続分の規定です。）により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。」という規定があります。

つまり、寄与分というのは、被相続人の財産を維持するとか増加させることに、特別の貢献した方は、その貢献した金額については、相続財産からまず取ることができるといふ部分のことです。そこで、寄与分が認められた場合には、相続財産全体から寄与分に相当する金額を差し引いた上で、残りの財産を相続人間で分割することになります。

但し、これは、まず相続人間の協議においてその金額を決めることになりすし、ご質問のようなケースではお姉様との間でそのような協議ができるかどうかについては否定的に思わざるを得ません。そのような場合には、同条第2項で、相続人

間で協議ができないときには家庭裁判所に請求して、家庭裁判所の判断で定めることとなっています。

又、寄与分に関しては、民法上の規定はこの一条だけしかなく、最終的には家庭裁判所の裁量によるところが大きいものです。裁判上は、単に同居して介護をしていたことや治療費を多少負担した程度のことだけでは、寄与分を認めてもらえる可能性は極めて低いというのが実際のところですが、ご質問の内容からは、どの程度の負担をされて、それが、お父様の財産の維持なりにどの程度の影響を与えたものかが分かりませんので、認められるかどうかはハッキリとはお答えできません。

ただ、一般的には、被相続人の財産の維持又は増加に、相当具体的に關っていることが認められなければ、家庭裁判所においても寄与分を認めてもらえないものであると言わざるを得ませんので、家庭裁判所で寄与分を認めてもらうことは結構大変なことだと思って下さい。

あなたのケースでは、まず、お姉様にその旨の話をされて、お姉様が認めてくださればよいのですが、そうでない場合に、それでも寄与分の主張をなさるのであれば、専門家にご相談いただき、あなたのケースと類似した事例で寄与分が認められた判例があるかどうかを調べていただいて、家庭裁判所に請求するかどうかを判断していただくことをお勧めします。

**Q. 18 (名義は違うが実質的に自分のものと考えている財産の相続について)**

私は、長年、田舎の方で、自宅の一角を使って妻と2人で小さな工場を運営して来ました。何とか経営は安定しており、従業員も数名雇ってきています。子供は3人おり、長男が2年前に大学を卒業してからは、私の工場を手伝うようになってくれるようになりました。長男は学生結婚をして、子供も2人いますので、近くの賃貸マンションから、毎日、実家に勤めに来ておりました。他に、子供は次男と長女の2人がおりますが、2人とも結婚して独立し、遠方で生活しております。

ところで、今年に入って、工場の経営を長男に任せていくようにしようと思い、将来は自宅に戻って経営を続けてくれるであろうからと、工場兼自宅不動産の名義と工場の運転資金用のメインの銀行口座は長男の名義に変更し、私は長男の仕事を手伝うという形にして経営を続けてきました。贈与税の問題は、顧問の税理士の方と相談し、多少税金を支払うことにはなりましたが、問題なく済ませましたし、長男への名義変更については次男と長女も納得してくれました。

もちろん、将来は長男に全て渡すつもりではありましたが、現時点ではまだ実質的な経営者は私ですので、これから経営の中心を私から長男に徐々に移していくことを明らかにするために名義だけを移したに過ぎず、実質的には私の財産のつもりでございました。

又、そのことについては長男も了解しており、名義が自分のものとなっても、まだ実質的な経営者は私であり、自宅と預金口座は自分のものと言うよりは工場のものであると思っているので、自分が好き勝手に処分はしない旨を約束してくれていました。

ところが、先日、悲しいことに長男が交通事故にあって亡くなってしまいました。

すると、長男の嫁から、私達夫婦の自宅と工場の銀行口座は、長男の名義になっていることから、自分達家族が相続の手続をするので、自宅を明渡して、銀行の預金通帳を渡してもらえないかとの申出がありました。

自宅は工場を兼ねており、明渡してしまっただけでは工場も閉鎖しなければなりませんし、銀行預金についても、現実取引に使用しておりますので、これを長男の家族で分割されてしまうと、取引先への買掛金の支払等もできなくなって工場はつぶれてしまい、数名いる従業員を路頭に迷わすことにもなりかねません。

私としては、あくまで名義上のことで、私が亡くなるまでは自分のものであると思っていますので、長男の嫁からの申出は断りたいと思っていますのですが、法律上、私の主張は認めてもらえるのでしょうか？

**A. 18**

ご質問のようなお話も時々伺うことがあります。

自分の事業をお子様に継いでもらうに当たって、経営者としての自覚を促し頑張ってもらいたいというように思われたり、又は取引先に自分の事業を将来は自分のお子様に引き継いでもらうことを示すために、更には近い将来に自分が引退するときのことを考えて等色々な理由で、事前に事業用の資産をお子様名義になさっている方もおられると思います。

しかし残念ですが、ご質問のケースでは、法律上はご長男のお嫁さんの主張が認められることとなります。

すなわち、自宅不動産も銀行口座もご長男のご家族での遺産分割の対象になりますので、あなたとご長男のお嫁さん等との間であなたの財産であるとの合意等ができる等の事情がなければ、最終的にはご長男の相続人等に対して渡さなければならぬことになると思って下さい。

確かに、あなたがおっしゃる通り、自宅兼工場の不動産や銀行の取引口座等は、あなたが長年工場を経営してきた中で取得された財産で、実質的にはあなたの財産であるのご主張は、心情としては理解できます。しかしながら、ご質問の内容からは、例えば、ご長男のお嫁さんが子供さんとの間で遺産分割協議を行い（ご長男のお子様は未成年と思われるので、特別代理人選任の手続はされているものとして）、その遺産分割協議書に基づいて、不動産の登記や銀行預金の解約等の相続の手続を取られるのであれば、名義がご長男のものである以上、法務局、銀行とも相続の手続には応じることとなります。

この点で、大学を卒業してわずか2年程度の間、ご長男が自宅不動産を取得したり、多額の銀行預金を有するほどの働きをされたものではないであろうということは十分に分りますので、実質的には、全てあなたの財産であるというご主張も分らない訳ではありません。ただ、自分の財産を生前に子供に贈与することは何ら禁じられているものではありませんので、名義がご長男のものとなっていて、しかも贈与税も納めておられるということは、あなたからご長男に実質的に贈与がなされ、ご長男の財産と判断されてしまうことは止むを得ません。

もちろん、あなたの事業が株式会社にされている等の法人であり、不動産や銀行預金の名義がその会社名義となっていて、代表者をご長男になさっているだけであれば、不動産や銀行預金は会社のもので、ご長男の相続の対象にはなりません。自営業者でご長男の個人名義となっていれば、ご長男の相続の対象となってしまいます。

そこで、ご長男のお嫁さんに事情を説明して、事業用の資産については現時点では実質的にはご長男のものではないことを認めてもらい、ご長男の遺産分割の対象から外してもらう以外には、実質的にはあなたの資産であるとして扱ってもらえる方法はないと思います。

ですから、工場を続けていかれるに当たっては、まずは、資金ショートを起こさないように取引用の銀行口座をメインの銀行口座以外に確保される等した上で、場合によっては取引先にも支払を待ってもらうよう申出をされる等の資金的な手当をされた上で、ご長男のお嫁さんと話をされるようにしなければならないのではないかと考えます。又、その際には、ご長男のご家族に対して、自宅不動産と銀行口座をご長男の遺産から外してもらう代わりに、それら以外で何らかの財産を渡す等の話も必要になるかもしれません。

又は、自宅不動産についてはご長男のご家族で相続された上で、あなたが工場の部分を賃借するような形を取られて、その賃料をもってご長男のご家族が自宅不動産を処分できないことの代償として支払うことも考えられるかと思えます。

更に、一旦は自宅不動産と銀行預金をご長男の名義になってしまっている以上、それを受け戻されることになる場合には、ご長男の相続人からあなたへの贈与となって、贈与税の問題も考えないといけないことになりかねませんので、税理士の方にもご相談される必要があることには注意が必要です。

もし、話し合いがつかず、裁判等になった場合に、あなたの方から、ご長男の名義になっているのは形式上のことに過ぎず、実質的にはあなたの財産であることを主張するという事は、主張すること自体は可能です。但し、ご長男が無理やりに財産を奪い取った等の事情もなさそうですので、残念ながら、裁判所であなたの主張が認められる可能性は極めて低いものと言わざるを得ません。

早急に専門家にご相談なさることをお勧めします。



## Q. 19 (遺産分割について)

死亡した人が遺言書を残していなかった場合、どのように遺産を分割することになるのですか？

## A. 19

民法上は、相続が発生すると、相続人が複数いる場合には、分割可能な現金や預貯金は別として、分割できない相続財産は全相続人の共有ということになります。

共有というのは、各相続人は自分の持分に依じてその物の全部を使用することができる状態をいいます（例えば、数人で資金を持ち寄って共同で購入した物を、資金を出した各々の方が、1ヶ月の内に各々の出した資金額の割合の応じた日数だけ、交代で使用するというようなケースをイメージしてもらえば分りやすいのではないかと思います。）。

そのような状態のままであれば、共有状態のままにしておくことは可能ですが、その後の処分の際に手間がかかることになり、特に自宅の不動産などをそのような状態にしておくことは、後々に紛争の種を残すことにもなりかねませんので、通常は、相続人全員で遺産分割協議をして、各々の相続分を決めて、各相続人毎に相続する財産の内容を決めることになります。

遺産分割協議は、相続人全員でしなければ、後日、協議に参加しなかった相続人が現れた場合に、その協議が無効とされてしまいますので、戸籍謄本を取寄せ等して、相続人全員を確定し、その上で全員で話し合いをすることになります。

又、遺産分割協議後に新たに相続財産があることが判ったような場合には、その新たな相続財産があることが既に完了した遺産分割協議に影響を与え、相続人間で合意ができないような場合には、完了した遺産分割協議自体が無効となる可能性も否定できませんので、相続財産も全て明らかにした上で遺産分割協議をしなければならないことにも注意が必要です。

協議の内容自体には基本的には制限はありませんので、A. 7でも述べましたように、相続人の一人が100%、残りの相続人は0というような協議でも問題はありません。但し、このような遺産分割協議の内容は、被相続人の債権者に対しては、効力を有しませんので、相続財産の中に債務が存在し、かつ、上記のような誰か一人に全部相続させるような協議が成立したとして、相続しなかった相続人であっても、相続財産中の債務については、債権者から法定相続分に依じた請求がなされた場合には、原則として拒むことはできません。もちろん、そのような場合に、後で相続人間で清算されることは問題ありませんが、債務の清算については相続人間で調整しなければならない可能性があることには注意が必要です。

更に、被相続人が遺言を残していた場合には、遺言に反するような遺産分割協議

は無効とされたり、相続人間で争いになる可能性がありますので、遺言がされていないか調べた上で遺産分割協議をすべきであるということにも注意が必要です。

**Q. 20 (特別受益〔遺産の生前贈与と同視しうるような贈与の扱い〕について)**

父が他界しました。

相続人は、母と私と姉と兄の4人です。

相続の話になったところ、姉と兄は法定相続分通り、母が2分の1、自分達兄弟3人は各々6分の1ずつで分ければよいのではないかと主張してきました。母は、姉と兄の主張通りで構わないと言っています。

ただ、私からすれば、姉は結婚の際に結納金やら嫁入道具、挙式費用、結婚後のマンションの頭金等、これまでに相当父からはお金を出してもらってますし、兄は大学も東京の私大に行かせてもらい、その上海外留学までさせてもらった上に大学院にまで行かせてもらっています。

私は、地元の短大に行かせてはもらいましたが、兄ほど多額の学費を出してもらったわけでもありませんし、まだ結婚もしていませんので、姉のように結婚にかかる費用を出してもらってもいません。それで、法定相続分で分けることになる、姉と兄に比べると、ちょっと不公平ではないかと思ってしまう。

そのような状況なので、姉と兄と同じようには言いませんが、今回の父の相続に際しては、私は姉や兄より、少し位は多く相続できるように主張できないものかと思うのですが、そういう主張はできないもののでしょうか？

**A. 20**

ご質問のような、婚費等や不動産の購入の頭金のような多額の現金贈与、高等教育のための学費等については、法律上、特別受益といって、相続分から差し引いて(「持戻し」といいます。)計算することが認められています。

上記のような贈与以外にも生命保険金や死亡退職金等も特別受益財産の範囲に含まれる場合があります。

これは、生前贈与や遺贈について、特別の扱いを受けた相続人は、その分を差し引いて金額を定めなければ、同一順位の相続人間において公平ではなくなるという理由から認められています。

ですから、あなたの場合も、お姉様やお兄様には特別受益があると主張されて、相続分からその分を持ち戻して計算して欲しいという主張をされることは可能です。

但し、実際に特別受益の金額をどの程度認めるかに関しては、遺産分割協議の中で計算していくこととなりますので、相続人の間で話し合いがつかなければ、後で説明しますが、家庭裁判所での遺産分割調停手続を取ってもらい、家庭裁判所での話し合いの中で主張していかなければならないことにはなります。

お姉様とお兄様に、自分がお姉様やお兄様と比較して、これまでお父様に出して

もらった金額が少ないことを話されて、大まかにこの程度の金額でよいから余分に相続させて欲しいというような主張をされることも一つの方法かと思いますが、そのような話をする事で逆に争いになる可能性も否定できません。

特別受益の話をするに当たっては、最悪の場合、話し合いでは遺産分割協議ができず、家庭裁判所での調停になることも視野に入れられた上で、その旨の話をしていただくことになるということをご理解しておいて下さい。

**Q. 21 (遺産分割協議における行方不明者の扱いについて)**

遺産分割の協議は、相続人全員でやらなければならないことは分りました。ところで、私の弟は、成人するとすぐに家を飛び出し、その後、全く連絡もなく、音信不通の状態になっています（住民登録も自宅に置いたままなので、住民票から追いかけることもできません）。

このような場合に、例えば親の相続が発生して、遺産分割協議をしなければならなくなった場合には、弟の行方が分らなければ、遺産分割の協議ができないということになるのでしょうか？

**A. 21**

遺産分割協議を行う際に、相続人の中で行方が分からない方がいる場合には、家庭裁判所において、不在者財産管理人という方を選任してもらう手続きを行い、その不在者財産管理人に、行方不明の相続人の代理人として、遺産分割協議をして貰うこととなりますので、そのような手続きを踏めば、遺産分割協議は可能です。

手続きの詳細については、別にお問合せ下さい。

又、行方不明だけでなく、被相続人が死亡した時点において、相続人間で離婚や離縁が無効であることについての裁判が継続している場合には、後日、それらの裁判の結果によっては、相続人でない方が遺産分割協議に参加していることになったり、相続人の方が遺産分割協議に参加できていないこととなるような場合が生じることになりかねませんので、そのような特殊な場合には、遺産分割協議を行うにあたって、まず専門家にご相談されることをお勧めします。

なお、相続人の中に未成年者がいる場合には、その子の親がその子の代理人として遺産分割協議を行うことは、利益相反行為として遺産分割協議が無効になる可能性もありますので、特別代理人というその子の代理人を家庭裁判所で選任してもらって、その特別代理人との間で遺産分割協議を行うことになる場合がありますので、注意が必要です。

**Q. 22 (遺言と遺産分割協議との関係について)**

父が遺言を残して死亡しましたが、遺言の内容は私達相続人全員の考えているものとは程遠い内容でした。

私達相続人の間では、父の遺言とは違った形で遺産分割をしたいと合意できているのですが、このような場合でも、父の遺言が優先されて、残された私達相続人が納得できないような遺産分割をしなければならないのでしょうか？

**A. 22**

問題にはなるケースですが、被相続人の遺言により、遺産の分割が一定期間禁止されている等の事情がなければ、共同相続人全員の同意があれば、一定の範囲（すなわち、被相続人の意思を全く無視するようなものではない程度）で、遺言とは異なる分割協議は可能であるという考えが、現在の主流の考えとされています。

ご質問では、遺言と皆様の合意されている内容がどのようなものであるかが分りませんので、一概にできるともできないとも答えづらいものではありませんが、遺言を全く無視する（たとえば遺産を相続させるとされている方には一切渡さないとか、逆に、遺産を相続させないとされている方に遺産全部を相続させる等…）ような遺産分割協議でなければ、可能であると思います。

これも、まず専門家にご相談されることをお勧めします。

### Q. 23（先代の相続手続未了の際の相続について）

私の父が亡くなりましたが、父の遺産としては、両親が住んでいた自宅不動産に多少の定期預金がある程度でした。

ただ、自宅不動産は登記上、父の父（私の祖父）の名義のままになっています。

そのことは父の生前にも話をしたことはあるのですが、私の祖父が亡くなった際には祖母が暮らしており、祖母が亡くなったときにも、父は兄弟（父は3人兄弟の長男で、第2人がいます。）の間では、自分が単独で貰うことで話がついていると言って、結局は、相続登記どころか遺産分割協議さえも何もしていなかったようです。

実際、父の葬儀の際に、父の兄弟とも会い、話をしましたが、母が一人暮らしになることを心配してくれて、頻繁に顔を出すようにというだけで、自宅不動産が祖父名義であることや相続の話は一切出てきませんでした。

相続人は、母と私と兄の三人で、私達の間では、私達兄弟は各々結婚して独立して生活しており、特に遺産を貰いたいとは思っていないので、全て母が相続するというので、話はついているのですが、不動産の登記が祖父名義になっているのが気になります。

今更、父の兄弟がどうこう言うてくることはないとは思いますが、不動産の登記のことを話すと、それこそ寝た子を起こすようなことになるのではないかとお思いますので、このまま、祖父名義のままにしておこうかと思うのですが、法律的にみて、問題はないものでしょうか？

### A. 23

ご質問のようなケースもよく聞かれるケースで、事実上問題がないからとか、登記代がもったいない等の理由で、不動産登記が先代や先々代のままの名義で放置されていることは、結構あるようです。

確かに、相続登記は義務ではありませんので、相続登記をしないからといって罰則があるわけでもありませんし、固定資産税は実際の居住者に対して請求されますので、固定資産税を納付されていれば、役所からも督促もされません。そのため、日常生活において、特に不便を感じられず、そのまま放置されているケースもあるようです。

ですから、実際問題として、相続登記を放置していることで法律上問題があるかということ、法律に違反してるとして罰則を受けるような問題はないと言って構いません。

この点について、相続税のことを心配されることがあるかもしれませんが、登記と相続税の申告は全く別のものとして扱われますので、御祖父様の相続時に相続税

の申告が必要であった場合でも申告と納付が出来ていれば、相続登記をしないままでも放置していても、特に問題にはなりません。現時点で、特に税務署からの督促や連絡が入っていなければ、調べた方が確実ではあるでしょうが、相続税の問題はないと思っていただいて構わないかと思います。

しかしながら、結論から言いますと、自宅不動産の名義を御祖父様の名義のままに放置しておくことは、将来、別の意味で問題が発生する可能性が極めて高いものと言わざるを得ませんので、今回のお父様の相続の際に、きちんと相続登記をされて、お母様の名義にされておくことをお勧めします。

まず、現状において、あなたのお父様の自宅不動産は、法律上は、お父様とご兄弟2名の3名の共有状態になっています。すなわち、自宅不動産の登記は本来であれば、お父様とご兄弟の3名が各々3分の1ずつを共有しているという形で登記していなければならないのです。

亡くなられたお父様を含めてあなた方家族の皆様は、自宅不動産はお父様の単独所有であると思ってこられたのですが、法律上は、上記の共有状態（つまり、1年のうちで3分の1の期間〔約121日〕ずつはご兄弟各々が自宅に住むことができる権利を持っていると思っていただければ分りやすいかと思います。）となっているのです。

ところで、この状態で放置していることが、どのような問題を引き起こす可能性があるかという点、

1. 将来、自宅不動産を売買することになったり、自宅不動産を担保にしてお母様が融資を受ける、自宅不動産が損壊した場合の補償を受けることになる等の場合、お母様単独の登記をしてからでないとなれば、このままで手続を進めようとすれば、相続人全員で手続をするしかなく、その機会を失いかねない。
2. お父様のご兄弟が債務（借金等）を有しておられて、その債務が支払えなくなったりした場合に、債権者からご兄弟の持分について差押をされる可能性があります。その場合には、最悪、自宅不動産が家族とは全く無関係の第三者との共有という極めて不安定な状態となってしまう。

というような問題が考えられます。

1. の場合、そのような事態を検討しなければならなくなった時点で、相続登記すればよさそうです。しかしながら、相続人の状態が現状のままとしても、遺産分割協議や相続登記をするためには、あなた方家族3名とお父様のご兄弟2名の5名で話し合いや手続をしなければなりませんし、その時点でお父様のご兄弟の方が亡くなられているときは、ご兄弟の相続人の方全員を含めて話し合い等をしなければならなくなります。



この場合に注意してほしいことは、遺産分割協議をすべきご兄弟の相続人は、お父様からみておいやめいの立場になられますが、お父様の第3順位の相続人（兄弟姉妹）の代襲相続人ではなく、御祖父様を相続されたご兄弟の第1順位の相続人ですので、時間が経てば経つほど、相続人の範囲が異常に拡大する可能性があることです。

ちょっと長くなりますが、ご質問のケースを例にしてシミュレーションしてみます。現時点では、御祖父様の相続人はあなた方家族3名とお父様の弟様（次男、三男）2名の5名ですが、遺産分割協議を放置して時間が経ち、後日、協議をしようとした時点のことを、以下のように仮定して考えてみます。

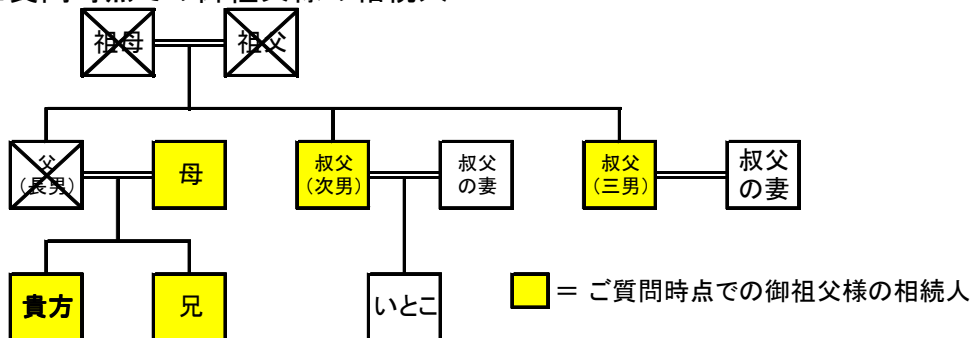
- a. お父様の弟様は2名とも既に死亡されている。
- b. 次男様には奥様とお子様1人がいる。
- c. 三男様にはお子様はなく奥様だけであったが、三男様の死後、すぐに奥様も死亡されていた（つまり、三男様の奥様は、三男様の相続分を全部相続された上で死亡されたこととなります。）。
- d. 三男様の奥様の相続人は、奥様のご兄弟3人であった。

このケースでは、御祖父様の相続に関して相続分を有する人は、あなた方家族3名、次男様の奥様とお子様の2名と三男様の奥様の相続人3名の、合計8名にまで増えてしまいます。

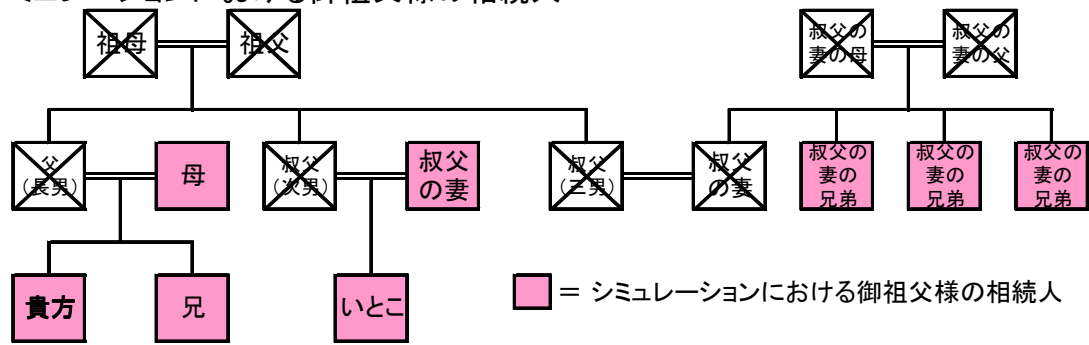
その上、この時点でも、あなた方家族と叔父様（三男様）の奥様のご兄弟とは、ほとんど交流がなく、親戚関係としての付き合いはほとんどないという可能性は結構高いと考えられます。

以下に、シミュレーションの内容を簡単な図にして説明していますので、ご参考になさって下さい。

ご質問時点での御祖父様の相続人



シミュレーションにおける御祖父様の相続人



次に、その時点でも遺産分割協議をしないまま時間が経過して、三男様の奥様のご兄弟も亡くなられていると仮定すれば、そのご兄弟各々の相続人が、元々の三男様の相続分を引き継ぐこととなりますので、更に相続人の数は増えてしまいますし、当然ながらより交流の少ない方が相続人となられる可能性が高くなります。

このように、相続に関しては、相続の手続を取らずに放置された場合には、相続をされた方が亡くなれば、その方の相続人が権利を次々と引き継ぐこととなりますので、相続人の数はどんどん増えていき、その関係もどんどん薄くなっていくことが多いのです。そのため、それこそ、会ったこともなければ存在すら知らないような方が、御祖父様の相続に関して相続人として権利を主張されることになりかねないのです。

一般的には、相続を数世代放置しておいた場合、相続人の数が数十名近くになることも結構多いものです。あなたの場合でも、お父様の代であれば、相続人の数は3名（お父様と兄弟2人だけ）でしたが、遺産分割協議を放置していたことによって、現在は5名に、それでも放置して上のシミュレーションのように状況が変化した場合には、相続人の数は8名と当初の2倍以上に増えていることから、その可能性は簡単に想像していただけるのではないのでしょうか。

もし、そのような事態になったときは、相続人全員を確定するためには、戸籍謄本等を全員分取得することが最低限必要となりますので、非常に時間や手間と費用がかかることになるのはもちろんですが、それだけ多数の相続人がいる場合には、それこそ何の面識も無い方と、突然、思ってもみなかったような相続の話をしなければならないことにもなり、相続人全員の同意を得ることが、非常に困難となるであろうことはお分かりいただけることと思います。

又、万一、相続人全員の同意が得られなければ、同意を得られなかった相続人に対しては、家庭裁判所に調停を申立する必要等も出てくる可能性も否定できませんので、相続登記を完了するまでには、更に多大な時間と労力を必要とすることになります。

あなた方兄弟のいずれかが、将来お母様がお亡くなりになられた際には、自宅不

動産に戻られる等の予定がおありだとして、当面、1.のような売却等の事態が発生する可能性はないとおっしゃられるかも知れませんが、あなた方のお子様等の代になっても同様になさるかは分かりませんし、上のシミュレーションでもお分かりいただけだと思いますが、結局は、現時点でも面倒な手続を、先送りしてより面倒な手続にして残すだけのことにはなりません。

又、先般の東北大震災の補償の話では、ご質問のように、自宅不動産の登記名義が自分でない方については、相続手続がなされていないために、補償の話が進められないままとなっているという話もありますので、万一のことがあったときに、なかなか補償が受けられないという可能性も否定できません。

一方、2.の場合には、自宅不動産がご兄弟の持分について競売手続にかけられ、全く見ず知らずの第三者が落札して共有者となるような最悪の可能性が残ります。その場合、最終的には落札した第三者から共有物分割請求の裁判（共有している不動産を売却する等して売却代金を分割することを求める裁判だと考えてもらって構いません。）を提起されてしまい、自宅を維持するためには落札した第三者に対して持分に相当する価格賠償をする等のことが必要となります。又は、競売手続において落札するか、ご兄弟の債権者に対してご兄弟の債務を肩代りして弁済することで競売手続を取り下げてもらうことをしなければなりません。

しかし、不動産の競売手続は、いわゆるオークションですので、最高価格で入札した方が落札することになり、たとえ自分が入札しても他に高額の入札をした方がいれば負けてしまい、最高価格での入札者が不動産を取得することになりますので、確実な方法ではありません。

又、肩代りして弁済した金額については、当然のことながら、債務を有しておられたご兄弟の方に請求する（求償するといいます。）ことは法律上は可能ですが、債務の弁済ができず競売手続が行われたような状況の下で、ご兄弟に請求したとしても、その回収は事実上困難であろうことはお分かりいただけると思います。

以上のような問題が発生する可能性が残りますので、現状において、お父様のご兄弟の方と話し合いをして、お母様が単独で相続できるよう遺産分割協議を行い、相続登記を完了されることをお勧めします。

どのように話をすればよいかご不安でしたら、遠慮なくご相談下さい。

**Q. 24 (遺産分割協議のやり直しについて)**

先日他界した父の相続について、母と兄と私の3人の相続人間で一旦遺産分割協議が成立しました。

ところが、父の世話を一手に引き受けてくれていた兄嫁の貢献を考慮していませんでしたので、兄嫁への分を含めて、兄に多少多く渡すべきではないかと、私と母は思うようになり、そのように合意しました。

このような場合、一旦成立した遺産分割協議をやり直すことはできるのでしょうか？

**A. 24**

最高裁判所の判例によれば、一旦成立した遺産分割協議の全部又は一部を合意により解除し、改めて遺産分割協議をすることは、法律上、当然には妨げられるものではないとされ、相続人（受遺者を含む）全員が合意した上での遺産分割協議のやり直しは可能です。

但し、この場合には、税務上は、遺産分割後の贈与であると認定されて贈与税が課されるおそれがあることには注意が必要です。もし遺産分割協議のやり直しがされる場合には、まず税理士にご相談された上でやり直しをすることを検討されることをお勧めします。

**Q. 25 (遺産分割協議ができないときの手続について)**

父が死亡しました。

相続人は、母と私達兄弟3人の合計4人ですが、葬儀の際に、母と長男、私と妹の間で相続に関して言い争いになってしまいました。

そのときの雰囲気からみて、私達の間で、話し合いによる遺産分割協議はまず不可能な状態です。

どのようにすればよいのでしょうか？

**A. 25**

遺産分割協議については、相続人間での話し合いで合意に至らなければ、まず、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることになります。

そして、家庭裁判所において、裁判官や調停委員（調停におけるアドバイザーと思って下さい。）も交えて、話し合いをしてもらうことになります。調停というのは、あくまで話し合いの場ですので、まずは、当事者間で話し合って解決することを目指します。

そこで、合意に達したときは裁判所から調停調書という書面が出されますので、これが遺産分割協議書の代わりになります。

家庭裁判所の調停手続でも合意できない場合には、家庭裁判所での審判（一般の裁判所での判決と同じものと思ってもらって構いません。）がなされるか、通常裁判所での訴訟手続が必要であると判断されたときは、調停不成立となって、地方裁判所に改めて別に裁判を起こしてもらうことになります。

ご自身で家庭裁判所に行かれて、手続を取られることは可能ですが、長引くことも予想されますので、まずは専門家にご相談されることをお勧めします。

裁判に関する流れ等につきましては、別にご相談下さい。必要であれば、弁護士をご紹介します。

**Q. 26 (相続させたくない相続人への対応について)**

私には、妻と3人の子供がいますが、恥ずかしいことに、長男は、これまでに放蕩の限りを尽くしてきたような不肖の息子で、数年前に親子の縁を切ると申し渡して、家から追い出しましたので、現在は連絡も付かない状態です。

将来のことを考え、遺言で長男には一切相続はさせないつもりではありますが、私が亡くなれば、長男は、遺留分があるはずだから自分にも遺産をよこせと妻や兄弟に迫ってくることは、十分予想できます。

私としては、親子の縁を切ったとまで言い切っていますので、長男に一切相続させたくはないのですが、そのようなことはできるのでしょうか？

**A. 26**

親子の縁を切ったと言われても、これはあくまで事実上の話に過ぎず、相続の際には、法的には何の効力もありませんので、ご質問にあるように、あなたのご長男が遺留分を主張してくれば、他の相続人等は、ご長男に遺留分相当の遺産は渡さなければならぬこととなります。

しかしながら、現実問題として、相続させるべきではない又は相続させたくない相続人がいる場合もありますので、法律では、相続に関して、欠格と廃除という制度が定められており、これに該当する場合には、該当する相続人は相続の資格を失うこととなります。

まず、相続欠格についてですが、これは、被相続人を殺害する又は殺害しようとして処罰された場合や、被相続人の遺言行為に違法な干渉（遺言するにあたって詐欺や強迫をして遺言させた場合や、遺言書を偽造したり、破棄した場合等が該当します。）をした場合に、当然に相続資格を失うものです。ただ、これはその相続人に、被相続人に対する犯罪行為があったり、社会的にも容認できない程度の相当悪質な非行があるということが明らかになっているという非常に特殊な場合ですので、相続欠格に当るようなケースはあまり多く見られるものではないと思っております。

次に、相続廃除ですが、これはご質問のような、相続人に被相続人に対する著しい非行や虐待、重大な侮辱があるケースで、被相続人の請求に基づいて、家庭裁判所での手続によって、相続資格を剥奪する又は遺言にて廃除の意思を表示して相続資格を剥奪するという制度です。

ご質問では、あなたのご長男の放蕩の限りというのが、どの程度のものか分かりませんので、ご質問のケースでご長男の廃除が認められるかは何とも言えないというのが正直なところですが、一般論としては、具体的な非行の内容が、客観的かつ社会的にみて遺留分の主張ができない程度に重大であることが要求されます。つまり、

こんな酷いことをするような子供が、遺産を欲しい等というのは厚かましすぎると誰もが思う程度の非行があるというような状態であると思ってもらえれば分りやすいのではないかと思います。

相続廃除を認めることは、その相続人から遺産を受け取る権利を取り上げてしまうことですので、家庭裁判所の判断としては、相当慎重な判断がされているのが現状で、認められていないケースも多数あります。そこで、どうしても廃除の申立をしたいとご希望なされるのであれば、専門家にご相談いただき、廃除が認められた事例を調べてもらった上で申立されるかどうか検討されることをお勧めします。

又、遺言によって廃除することを定めた場合であっても、遺言執行者によって、家庭裁判所に廃除の申立てをして、家庭裁判所で廃除の審判がなされた上で、その審判が確定しないことには、遺言による廃除が有効にはなりません。廃除の審判手続においては、廃除される者の意見も原則として聴くのが相当であるとされていますし、廃除の理由があるかどうか調べられることとなりますので、必ずしも遺言に廃除する旨を記載したからといって、必ず廃除の審判（決定）がなされるという訳ではないことには注意が必要です。

ただ、法的に親子の縁を切る方法は無いのかという点から見て、相続に関しては、このように相続させない方法があるということは知っておいていただければと思います。

なお、遺留分については、相続とは異なり、家庭裁判所において許可を受ければ、被相続人が存命中であっても放棄することは可能ですので、ご質問のようなケースで、もし、ご長男とそのような話ができる可能性があるとおっしゃられるのであれば、遺留分の放棄ということをご検討いただくのも一つの方法です。

又、相続欠格、相続廃除を受けた方については、後日、被相続人より、欠格については宥恕（許すことです。）する、廃除については取消の申立をすることで、その方の相続資格を回復させることは可能です。

## Q. 27（相続人がいない場合の手続について）

実は、私には、身寄りがありません。私の家族は両親と兄が一人おりましたが、両親も兄も既に亡くなっており、兄にも子供はおりません。私自身も独身のままで、配偶者や子供もおりませんので、私には法律が定める相続人はいないこととなります。

現在は、週3回ヘルパーの方に来てもらい、身の回りのことはやっていただいておりますし、ヘルパーの方が休みのときは、お隣の若夫婦が色々とお気を使って声をかけてくれたりしてくれますので、とりあえずは不自由も無く、自分の持ち家で一人暮らしを続けています。

自宅以外には、今後、生活できるだけの預貯金や株式程度の財産は持っておりますが、私が亡くなったときには、私の財産はどのように扱われることになるのでしょうか？

## A. 27

あなたのように相続人がおられない場合には、あなたがお亡くなりになられると、遺言があれば、その内容の通りに財産を分けることとなりますが、遺言が作成されていないければ、あなたの財産は相続財産法人（そのように呼ぶものだと思っただけであれば結構です。）とされ、家庭裁判所で選任される相続財産管理人が、その後、あなたの財産を管理し、相続人を探して、最終的には清算を行うこととなります。

手続の詳細は省略しますが、相続財産管理人によって、相続人がいないかどうか一定期間探す手続を取った上で、相続人がいることが分れば、その相続人の間で、通常の相続手続（遺産分割協議等）がなされますが、相続人がいないことが確定した場合には、特別縁故者（被相続人と一緒に生活していた者や被相続人の療養看護に努めた者等、相続人ではないものの被相続人と特別な縁故があったとされる方のことをいいます。）に対して財産分与がなされた上で、それでも財産が残っている場合には国庫に帰属する（つまり、あなたの財産は国のものになるということです。）という流れになります。

なお、あなたのご質問からは、お隣の若夫婦やヘルパーの方が特別縁故者に該当する可能性もありえますが、特別縁故者に対する財産分与については、該当するであろう方が家庭裁判所に請求をした上で認められないとできませんので、面倒な手続が必要になりますし、認められるまでには通常は最低でも1年半程度の時間がかかります。

もし、あなたが、そのお隣の若夫婦なり、世話になられたヘルパーの方等に、何らかの財産を渡したいとお考えであったり、慈善団体等に寄付されるなりすることをご希望であれば、その旨の遺言書を作成される方がよいということになります。



## Q. 28 (相続税について)

先日、私の父が他界しました。

相続の件では、家族で揉めることもなく上手く話合いで遺産分割できそうなので、その点では心配はなさそうです。

ところで、父が亡くなる前後から、色々な方から相続税の話をされ、その中で「日本は相続税が高いので、相続が三代続くと家がつぶれる。」という話を聞きました。

相続税のことは何も分りませんので、手続きをどうやればよいか、多額の税金がかかるのではないかと不安になっています。

相続税のことを教えていただけませんか？

## A. 28

申し訳ございませんが、個別具体的な税務相談については税理士でないと回答できませんので、具体的な内容についてはお答えできません。

税理士の方をご紹介しますので、税理士の方にご相談下さい。

ただ、税理士にご相談されるにあたって、相続税に関する基礎知識として、最低限知っておいていただきたい一般的なことについて説明させていただきます。

まず、あなたが聞かれたという「相続が三代続くと家がつぶれる。」という話は、よほどの資産家の家でなければまず関係はないと思ってもらってよいと思います。

確かに、日本の相続税の制度は累進課税制度（相続財産が高額なほど、高い税率が定められている、ということです。確かに、現在、3億円を超える相続財産額については、相続税率は50%と定められています。以前は70%という時代もありました。）を採っています。そのため、何十億円という遺産が残されていれば、相当高額な相続税が課せられることにはなりますので、あなたのお父様の遺産がそれだけ高額である場合には、今後の相続のことも含めて、税理士と対策を検討してもらった方がよいでしょう。

但し、相続が発生したとして、必ずしも相続税が課されるわけではありません。

近年の統計によれば、相続税が課税される割合は、全相続の4～5%程度でしかないということです。お亡くなりになられた方20～25人に1人程度の方のご遺族しか、相続税を納める必要はないというのが、実際のところであることを、まず、ご理解しておいて下さい。

相続税は、相続財産額から基礎控除額（計算の上で、財産から必ず差し引ける金額のことです。）という金額を差し引いた上で、それを超える相続財産があった場合に、初めて課税されるものです。

基礎控除額は「5000万円+1000万円×法定相続人の数」と定められていますので、相続財産額が最低でも6000万円（法定相続人が1人の場合）以下で

あれば、相続税は課税されません。

ですから、まず、相続財産額（債務がある場合には、差し引くことになりま）が、基礎控除額を超えるかどうかを確認して下さい。

なお、相続税法は改正されることになり、2015年1月からは、基礎控除額の計算方法が「3000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられ、最高税率が課税対象額6億円超の場合には55%になる予定です。もちろん、現時点では、基礎控除額は「5000万円+1000万円×法定相続人の数」で計算することになりますが、相続税制の改正によって、自分に相続が発生した場合に相続税がかかることになるのかは、きちんと検討しておくことをお勧めします。

ところで、相続財産額が基礎控除額以下の場合には、相続税の申告は原則として必要はありませんが、相続財産額の計算については、特に不動産や有価証券等は国税庁の定める基準で計算しなければなりませんので、その点では注意が必要です。

相続財産額が基礎控除額を超える場合には、相続税が課税される可能性があります。基礎控除以外にも、配偶者控除や色々な控除、特例措置が定められており、遺産分割の内容によっても相続税の計算方法が変わってきますので、場合によっては、相続財産額が基礎控除額を超えていても、相続税が課税されないこともあります。すし、課税されるとしても大幅に減額されることもあります。但し、このような場合には、必ず申告することが必要で、申告してなければ、控除や特例措置等は受けられないことには注意が必要です。

又、年度途中で亡くなられた場合には、亡くなられた方の準確定申告（死亡した年の1月1日から死亡日までの死亡した方の収支に関する確定申告のことです。通常、死亡の日の翌日から4ヶ月以内に申告することが必要です。）の問題もあります。すし、相続税の申告は通常、死亡の日の翌日から10ヶ月以内に申告しなければ、延滞税等が課せられたりする場合があります。この点については、遺産分割協議が整っていないこと等は一切考慮してもらえませんので、遺産分割で争いがある場合であっても、相続税の申告は必要となることに注意が必要です。

ですから、相続財産が現金や預貯金だけで、明らかに基礎控除額を下回るような場合でなければ、たとえ、自分で計算された相続財産額が基礎控除額を超えておられなかった場合であっても、速やかに税理士の方にご相談されて、必要な対策を取られることをお勧めします。又、相続税制の改正によって、相続税の課税対象になる可能性がある方も同様です。

相続に関する基礎的な内容について、できるだけ分りやすく読んでいただけるように、事例も取り入れてQ & A形式で説明しました。

この程度の内容をご存知いただければ、相続に関して、とりあえずは慌てずに済むのではないかと思います。当然ながら各々のケースにより対応は異なりますし、ここに記載している内容は、相続に関するごく一部に過ぎません。

ここに書いてない内容やご不安に思われることがございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。